

消防予第 428 号
令和 4 年 8 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長

防火・防災管理に関する講習のオンライン化について（通知）

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 3 条第 1 項第 1 号イ及び第 2 号イに規定する「甲種防火管理講習」及び「乙種防火管理講習」、同令第 4 条の 2 の 8 第 3 項第 1 号に規定する「自衛消防組織の業務に関する講習」並びに同令第 47 条第 1 項第 1 号に規定する「防災管理対象物の防災管理に関する講習」（以下「防火・防災管理等講習」という。）については、それぞれ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 2 条の 3、第 4 条の 2 の 14 又は第 51 条の 7 の規定に基づき実施されているところです。

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会。以下「一括見直しプラン」という。）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、対面講習規制等のアナログ規制の見直しについて、集中改革期間（令和 4 年 7 月から令和 7 年 6 月までの 3 年間）に、スピード感を持って集中的に取り組むことが求められています。

さらに、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においても、「対面講習に係る規制の見直し」について「速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置」することとされました。

これを受けて、防火・防災管理等講習のオンライン化を推進していくため、別添のとおり、「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」を作成しました。

つきましては、下記の事項を参照し、防火・防災管理等講習のオンライン化の検討を速やかに開始し、可能なものから順次オンライン化をお願いします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

1 集中改革期間の取組について

「一括見直しプラン」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、対面講習規制等のアナログ規制の見直しに関する取組を進める「集中改革期間」を、令和 4

年7月から令和7年6月までの3年間とし、スピード感を持って集中的に取り組むこととされたこと。

現在、一部の講習機関では、甲種防火管理新規講習、甲種防火管理再講習又は防災管理再講習においてオンライン講習が導入されているが、「一括見直しプラン」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ、防火・防災管理等講習を実施する講習機関は、令和7年6月までに「申込～受講～修了証発行のデジタル完結」が基本となるよう、講習のオンライン化に集中的に取り組むこと。

2 防火・防災管理に関する講習のガイドラインについて

「規制改革実施計画」において、「デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す」こととされ、対面講習規制の見直しの着実な推進を図り、「速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置」することとされたことから、スピード感を持って全国的な講習のオンライン化を推進するため、本ガイドラインを作成したこと。

- (1) 本ガイドラインは、防火・防災管理等講習の実施方法及び講習の内容を定めたものであること。
- (2) 本ガイドラインは、法令の改正、デジタル社会の進展又は講習システム機能の向上等により見直すことがあること。
- (3) 「「消防法施行規則の一部を改正する省令」等の運用について」（平成22年12月14日付け消防予第545号）2(1)に定める別紙2から別紙9は、本通知をもって廃止すること。

3 その他

- (1) 本ガイドライン及び「防火・防災管理に関する講習のオンライン化の検討状況調査の結果について」（令和4年8月29日付け事務連絡）を参考とし、防火・防災管理等講習のオンライン化を図ること。
- (2) 地域の実情やオンライン化の導入費用の負担軽減のため、2以上の講習機関が共同開催により講習を実施することとして差し支えないものとする。
- (3) 当面は、デジタル機器に不慣れな受講者やデジタル環境が整備されていない受講者等も防火・防災管理等講習を公平に受講できる体制を確保することが必要であることから、従来の集合型講習及びオンライン型講習を並行して実施すること。
- (4) 関係資料について

全文は、以下のURLから参照すること。

ア 【参考1】 デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）（抜粋）

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/e3650360/20220603_meeting_administrative_research_outline_07.pdf

イ 【参考2】（別紙） デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（抜粋）

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/f5d02df7/20220603_meeting_administrative_research_outline_08.pdf

ウ 【参考3】 別表1（方針確定リスト）（抜粋）

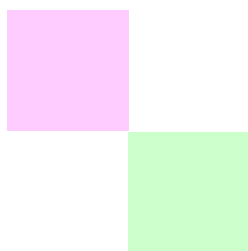
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/76e55026/20220603_meeting_administrative_research_outline_09.pdf

エ 【参考4】 デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）
（抜粋）

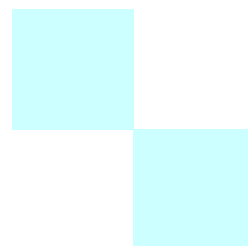
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/fedb5d96/20220607_policies_priority_outline_15.pdf

オ 【参考5】 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01_program.pdf



防火・防災管理に関する講習の ガイドライン



総務省消防庁予防課

目 次

第1章 総論

第1節 総論

- 1 防火・防災管理に関する講習における講習機関の役割・・・・・・・・・・2
- 2 デジタル社会の実現に向けた防火・防災管理に関する講習のオンライン化・2
- 3 その他の事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2節 講習の実施方法の概要

- 1 ガイドラインの対象となる講習・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 ガイドラインの対象となる講習機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 講習の共同開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 講習の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 実施に係る基本事項

第1節 集合型の基本事項

- 1 講習の案内について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 2 受講申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 3 受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4 講習資料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 5 不正受講の防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 6 講義について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 7 受講状況の確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 8 実技について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 9 効果測定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 10 再効果測定及び補講について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 11 修了証の交付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 12 集合型対面方式及び配信方式の実施イメージ・・・・・・・・・・15

第2節 オンライン型の基本事項

- 1 講習の案内について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 2 受講申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 3 受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 4 講習資料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 5 不正受講の防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 6 講義について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 7 受講状況の確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 8 効果測定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

9	再効果測定について	19
10	修了証の交付について	19
11	講義映像に視聴期間について	20
12	オンライン講習システムの留意事項について	20
13	オンライン型オンデマンド方式の実施イメージ	21
14	オンライン型 Web 会議方式の実施イメージ	22

第3節 ハイブリッド型の基本事項

1	講習の案内について	23
2	受講申請について	23
3	受付について	23
4	講習資料について	24
5	不正受講の防止について	24
6	オンライン講義について	24
7	受講状況の確認について	25
8	対面講義の当日受付について	25
9	実技について	25
10	効果測定について	25
11	再効果測定及び補講について	26
12	修了証の交付について	26
13	講義映像の視聴期間について	26
14	オンライン講習システムの留意事項について	26
15	オンライン型オンデマンド方式及び Web 会議方式の実施イメージ	28

第4節 オンライン講習システムの必要機能の比較表

1	オンライン講習システムの必要機能の比較表	29
---	----------------------	----

第5節 講習事項の概要

1	甲種防火管理新規講習	30
2	乙種防火管理講習	30
3	甲種防火管理再講習	31
4	自衛消防業務新規講習	32
5	自衛消防業務再講習	33
6	防災管理新規講習	33
7	防災管理再講習	34
8	甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習の併催	34
9	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習の併催	36
10	各種講習の併催について	36

第6節 修了証

- 1 修了証の様式について 37
- 2 修了証の大きさについて 40
- 3 電子発行について 40
- 4 修了証の交付について 40
- 5 再交付について 41
- 6 名簿の作成について 41

第3章 講習の内容

第1節 甲種防火管理新規講習

- 1 防火管理の意義及び制度（2時間） 44
- 2 火気管理（2時間） 45
- 3 施設及び設備の維持管理（2時間） 46
- 4 防火管理に係る訓練及び教育（2時間） 48
- 5 防火管理に係る消防計画（2時間） 49

第2節 乙種防火管理講習

- 1 防火管理の意義及び制度（1時間） 50
- 2 火気管理（1時間） 51
- 3 施設及び設備の維持管理（1時間） 52
- 4 防火管理に係る訓練及び教育（1時間） 53
- 5 防火管理に係る消防計画（1時間） 54
- 6 その他 54

第3節 甲種防火管理再講習

- 1 おおむね過去5年間における防火管理に関する法令の改正の概要に関するこ
と（1時間） 56
- 2 火災事例等の研究に関すること（1時間） 56
- 3 その他 56

第4節 自衛消防業務新規講習

- 1 防火管理及び防災管理の意義及び制度（3時間） 58
- 2 自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任（3時間） . 58
- 3 防災設備等に関する知識（1時間） 58
- 4 防災設備等の取扱い並びに自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害対応に
係る総合訓練（5時間） 58
- 5 効果測定（1時間） 58

第5節 自衛消防業務再講習

- 1 防火管理、防災管理及び消防用設備等に関する制度改正の概要（1時間） . 59
- 2 災害事例研究（1時間） 59
- 3 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練
（2時間） 59

4	効果測定（1時間）	59
---	-----------	----

第6節 防災管理新規講習

1	防災管理の意義及び制度（1時間30分）	60
2	施設及び設備の維持管理並びに防災管理に係る消防計画（1時間30分）	61
3	防災管理に係る訓練及び教育（1時間30分）	62

第7節 防災管理再講習

1	おおむね過去5年間における防災管理に関する法令の改正の概要に関するこ と（1時間）	63
2	災害事例等の研究に関すること（1時間）	63
3	その他	63

第8節 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習の併催

1	防火管理及び防災管理の意義及び制度（2時間30分）	64
2	火気管理（2時間）	65
3	施設及び設備の維持管理（2時間30分）	66
4	防火管理及び防災管理に係る訓練及び教育（2時間30分）	68
5	防火管理及び防災管理に係る消防計画（2時間30分）	69

第9節 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習の併催

1	おおむね過去5年間における防火管理及び防災管理に関する法令の改正の概 要に関すること（1時間30分）	71
2	災害事例等の研究に関すること（1時間30分）	71
3	その他	71

用語及び凡例

本ガイドラインの各用語は、次のとおりとする。

法	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
令	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
規則	消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
甲種防火管理講習	令第 3 条第 1 項第 1 号イに規定する甲種防火管理講習をいう。
甲種防火管理新規講習	初めて受ける者に対して行う甲種防火管理講習をいう。 （規則第 2 条の 3 第 1 項）
甲種防火管理再講習	甲種防火管理新規講習後に令第 4 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の防火対象物の防火管理者（規則第 2 条の 2 の 2 の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）に対して消防庁長官が定めるところにより行う甲種防火管理講習をいう。（規則第 2 条の 3 第 1 項）
乙種防火管理講習	令第 3 条第 1 項第 2 号イに規定する乙種防火管理講習をいう。
自衛消防業務講習	令第 4 条の 2 の 8 第 3 項第 1 号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習をいう。
自衛消防業務新規講習	初めて受ける者に対して行う自衛消防組織の業務に関する講習をいう。（規則第 4 条の 2 の 14 第 1 項）
自衛消防業務再講習	自衛消防業務新規講習後に講習修了者に対して消防庁長官が定めるところにより行う講習をいう。（規則第 4 条の 2 の 14 第 1 項）
防災管理講習	令第 47 条第 1 項第 1 号に規定する防災管理に関する講習をいう。
防災管理新規講習	初めて受ける者に対して行う防災管理に関する講習をいう。（規則第 51 条の 7 第 1 項）
防災管理再講習	防災管理新規講習後に防災管理者に対して消防庁長官が定めるところにより行う講習をいう。（規則第 51 条の 7 第 1 項）
防火・防災管理に関する講習	甲種防火管理講習、乙種防火管理講習、自衛消防業務講習及び防災管理講習を総称して防火・防災管理に関する講習という。
講習機関	甲種防火管理講習、乙種防火管理講習、自衛消防業務講習又は防災管理講習を行う都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は総務大臣の登録を受けた法人をいう。

防火管理に関する講習 の実施細目	昭和 62 年消防庁告示第 1 号をいう。
自衛消防組織の業務に 関する講習の実施細目	平成 20 年消防庁告示第 16 号をいう。
防災管理に関する講習 の実施細目	平成 20 年消防庁告示第 18 号をいう。

本ガイドラインの各凡例は、次のとおりとする。

●	消防法施行令関係
◆	消防法施行規則関係
■	消防庁告示関係
▲	通知関係、質疑応答関係

第1章

総論

第1節

総論

第2節

講習の実施方法の概要

本ガイドラインは、消防法令に基づく防火・防災管理に関する講習（以下「防火・防災管理等講習」という。）について、受講者に防火・防災管理に必要な知識及び技術を確実に習得させることやデジタル社会に対応した方法により実施するために、講習機関における望ましい講習実施方法等を定めるものである。

1 防火・防災管理等講習における講習機関の役割

近年、防火対象物の大規模化、高層化又は複合化が著しく、その数も年々増加している。また、経済社会情勢の変化により、様々な形態の防火対象物も出現している。

過去の死傷者を伴う火災事例では、不適切な火気管理により出火し、火災発見時の初動対応の遅れ、さらに消防用設備等や階段等の避難施設の維持管理の不備により、被害が拡大した例は少なくない。これらの火災の発生や被害の拡大に繋がる不備は、防火対象物の関係者が防火管理の重要性を認識せず、防火管理上必要な様々な管理を怠ったことにより生じることが考えられる。このような状況を防ぐためには、個々の防火対象物の特性に応じた適切な防火管理が実施されることが、極めて重要である。

さらに、近年では、東日本大震災や熊本地震など大規模な地震災害が発生するとともに、南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺型海溝地震の発生の切迫性も指摘されており、多数の人が利用する大規模・高層建築物や地下街等の防火対象物においては、地震発生時に特有な被害事象に関する応急体制の整備や、火災だけではなくその他の災害による被害を軽減するために必要な業務を行う自衛消防組織の設置など、地震災害等に対応した防災管理の重要性が益々高まっている。

このようなことから、防火・防災管理等講習の講習機関は、受講者に対し、防火・防災管理の重要性を認識させ、必要な防火・防災管理のための知識を習得させるための質の高い講習を行うとともに、すべての受講者がそのニーズに応じて、公平かつ適切に受講できる講習体制を構築することが求められている。

2 デジタル社会の実現に向けた防火・防災管理等講習のオンライン化

令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、コロナ危機において脆弱性があらわになった「書面・押印・対面」を原則とした制度・慣行・意識を抜本的に見直し、デジタルガバメントの実現を目指す観点から、「危険物取扱者に係る講習のオンライン化について、試行結果を踏まえた本格導入を行い、その他講習（防火・防災管理者、消防設備士等）についても速やかに検討を進め、結論を得る」とこととされた。

また、令和4年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」においても、国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、対面講習規制の見直しの着実な推進を図り、「速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置」すること

とされた。

現在、一部の講習機関では、甲種防火管理新規講習、甲種防火管理再講習及び防災管理再講習においてオンライン講習の導入が行われているが、前述の政府の「規制改革実施計画」を踏まえ、デジタル社会の実現に向けスピード感を持って講習のオンライン化を推進していくことが求められている。

3 その他の事項

本ガイドラインは、法令の改正、デジタル社会の進展又は講習システム機能の向上等により見直すことがある。

1 ガイドラインの対象となる講習

- (1) 甲種防火管理新規講習
- (2) 乙種防火管理講習
- (3) 甲種防火管理再講習
- (4) 自衛消防業務新規講習
- (5) 自衛消防業務再講習
- (6) 防災管理新規講習
- (7) 防災管理再講習

2 ガイドラインの対象となる講習機関

ガイドラインの対象となる講習機関は、「1 ガイドラインの対象となる講習」を実施する都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は総務大臣の登録を受けた法人とする。

また、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長が講習に関する業務を他団体に委託（一部委託も含む。）している場合においても本ガイドラインの対象となる。

なお、「講習に関する業務を他団体に委託」とは、各講習の修了証の交付者が消防長である場合で講習の実務的な部分を委託することをいう。

【参考】

▲昭和 54 年 6 月 22 日 消防予第 118 号〔4〕

（予防救急課長から各都道府県消防主管部長あて回答）

問 防火管理者講習会（令第3条第1号）に関する業務の全部を公益法人等に委託することは可能か。

答 講習会の実施者は、令第3条第1号に定められた者でなければならないが、講習の実務的な部分を他の法人等に委託することはさしつかえない。

3 講習の共同開催

地域の実情や講習のオンライン化の導入費用の負担軽減のため、2以上の講習機関が共同開催により講習を実施することとして差し支えないものとする。

4 講習の実施方法

講習の実施方法は、集合型、オンライン型及びハイブリッド型に区分し、詳細は以下のとおりとする。

(1) 集合型

集合型は、従来から実施している基本的な実施方法であり、受講者が講習機関から指定された日時に講習会場へ集合し、講習の全課程を講習会場で受講することをいう。

原則として、集合型は、以下の2方式により実施する。

ア 対面方式

対面方式は、講師及び受講者が講習会場へ集合し、講義を行う方式をいう。



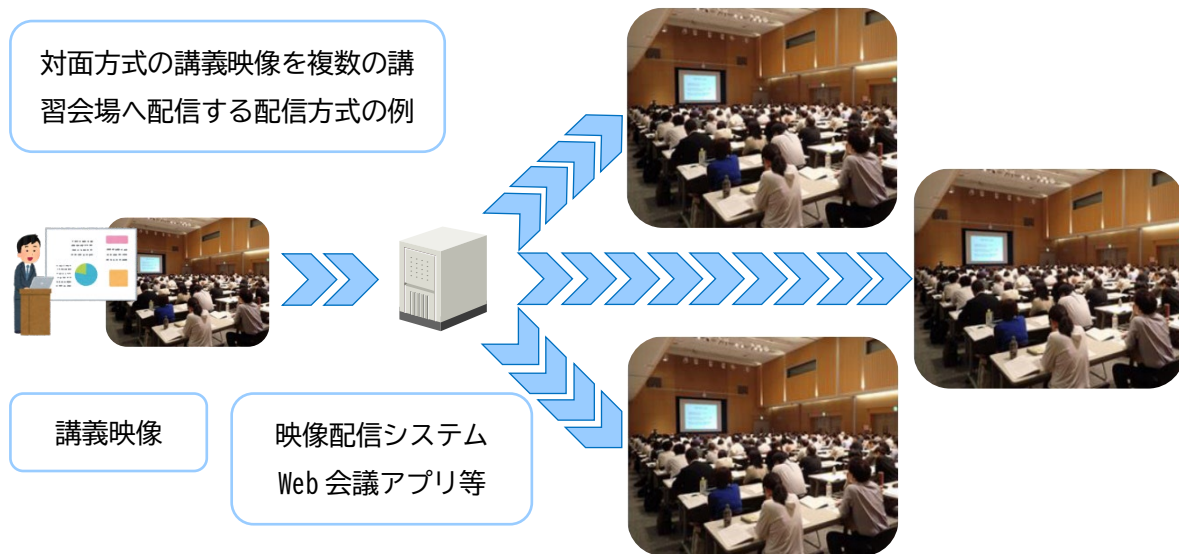
集合型対面方式のイメージ

イ 配信方式

配信方式は、受講者が集合した複数の講習会場へインターネット等を通じて講義映像を配信し、講義を行う方式をいう。

なお、配信方式の講義映像は、ライブ映像又は録画映像とする。

また、すべての会場に講師又は監督者を配置すること。



集合型配信方式のイメージ

(2) オンライン型

オンライン型は、受講者が講習機関から配信される講義映像をインターネットに接続しているパソコン、タブレット又はスマートフォン等（以下「パソコン等」という。）を利用し、講習の全課程を任意の場所（職場や自宅等）から受講することをいう。

ただし、自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習は実技の実施を伴うため対象外とする。

原則として、オンライン型は、以下の2方式により実施する。

ア オンデマンド方式

オンデマンド方式は、講習機関が指定した期間中の任意の時間に受講者がインターネットに接続しているパソコン等を利用し職場や自宅等から受講する方式をいう。

【参考】

オンデマンド方式の受講期間は、受講者の利便性を考慮するが、講習を集中的に受講し効果が高めることも重要であるとともに、防火対象物の防火管理者等の未選任期間を考慮する必要があるため、「おおむね 14 日間以内」を目安とし「受講者の受講状況※」を考慮した期間を講習別に設けることが望ましい。

※「受講者の受講状況」は、1日1時間ずつ受講することを基準として受講期間を算出することとする。

例：講習の全課程が12時間の場合は、「受講者の受講状況」を考慮した受講期間は12日間となり、12日間又はおおむね14日間以内を目安とした受講期間を設けることが望ましい。

【参考】

オンデマンド方式は、受講時間帯によって、「24時間受講型※¹」又は「指定時間帯受講型※²」に分けることができる。

※1「24時間受講型」は、受講期間中の任意の時間に受講できるため、受講者の利便性が高い。

※2「指定時間帯受講型」は、講習機関の営業時間と受講時間を同一にすることで受講者からの問合せに対応しやすい。

例1：「24時間受講型」：受講期間中24時間受講可能

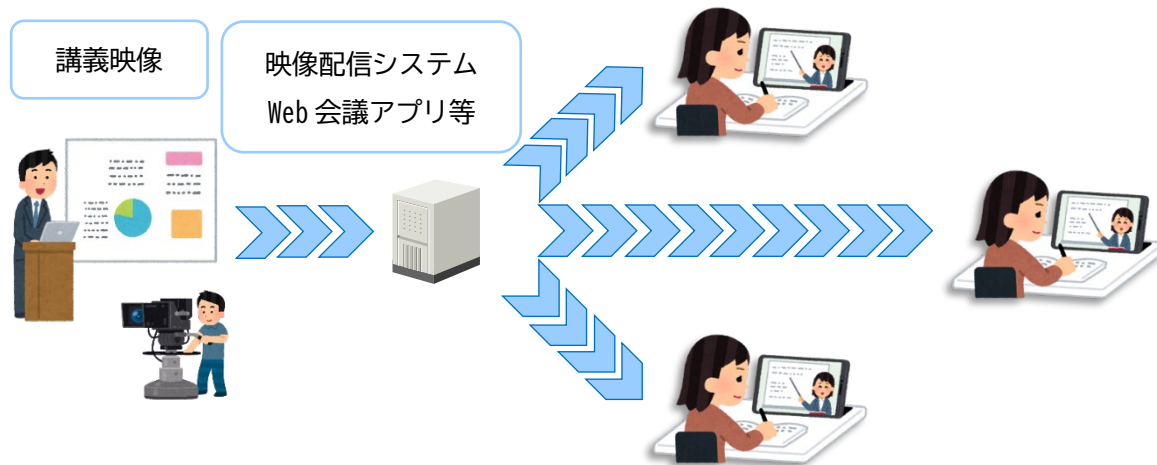
例2：「指定時間帯受講型」：受講期間中の午前7時から午後10時まで

例3：「指定時間帯受講型」：受講期間中の平日午前8時30分から午後5時まで



イ Web 会議方式

Web 会議方式は、講習機関が指定した日時にすべての受講者がインターネットに接続しているパソコン等を利用し、職場や自宅等から一斉受講する方式をいう。



オンライン型 Web 会議方式のイメージ

(3) ハイブリッド型

ハイブリッド型は、集合型とオンライン型を組み合わせる講義を行う方法をいう。原則として、ハイブリッド型は、以下の2方式により実施する。

ア オンデマンド方式

オンデマンド方式は、「オンライン型オンデマンド方式」と「集合型対面方式」を組み合わせる講義を行う方法をいう。

集合型対面方式時に実技及び効果測定を実施することとし、修了証の交付方法は講習機関が定める。

【参考】

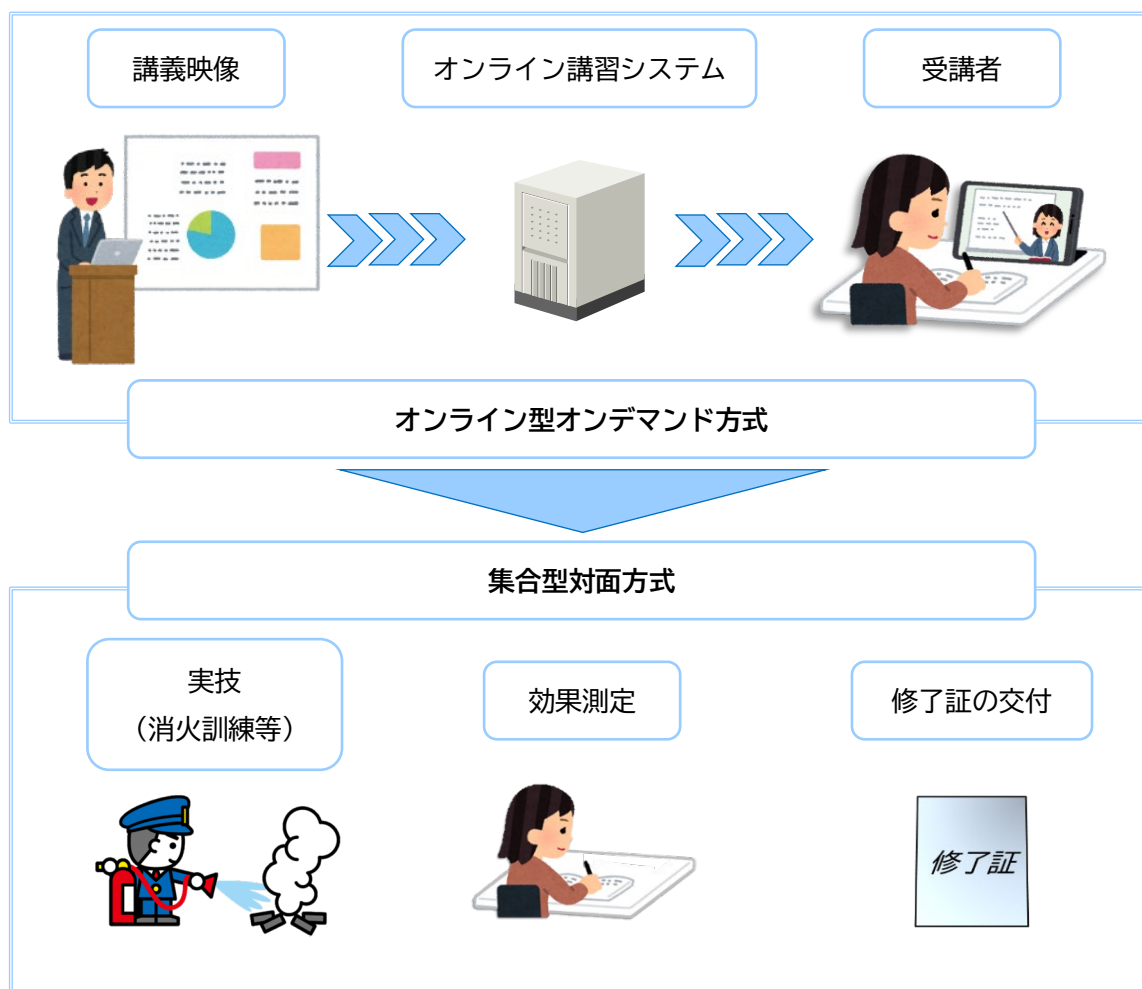
ハイブリッド型オンデマンド方式の実施例

甲種防火管理新規講習の場合「講習時間おおむね10時間」

「8時間30分」→オンライン型オンデマンド方式（講義）

「1時間30分」→集合型対面方式（実技1時間、効果測定30分）

「講習修了後」→修了証交付



ハイブリッド型オンデマンド方式のイメージ

イ Web 会議方式

Web 会議方式は、「オンライン型 Web 会議方式」と「集合型対面方式」を組み合わせる講習をいう。

集合型対面方式時に実技及び効果測定を実施することとし、修了証の交付方法は講習機関が定める。

なお、「オンライン型 Web 会議方式」の開催日と「集合型対面方式」の開催日は、同日に開催することは可能とするが、「オンライン型 Web 会議方式」を実施したのちに「集合型対面方式」を実施すること。

【参考】

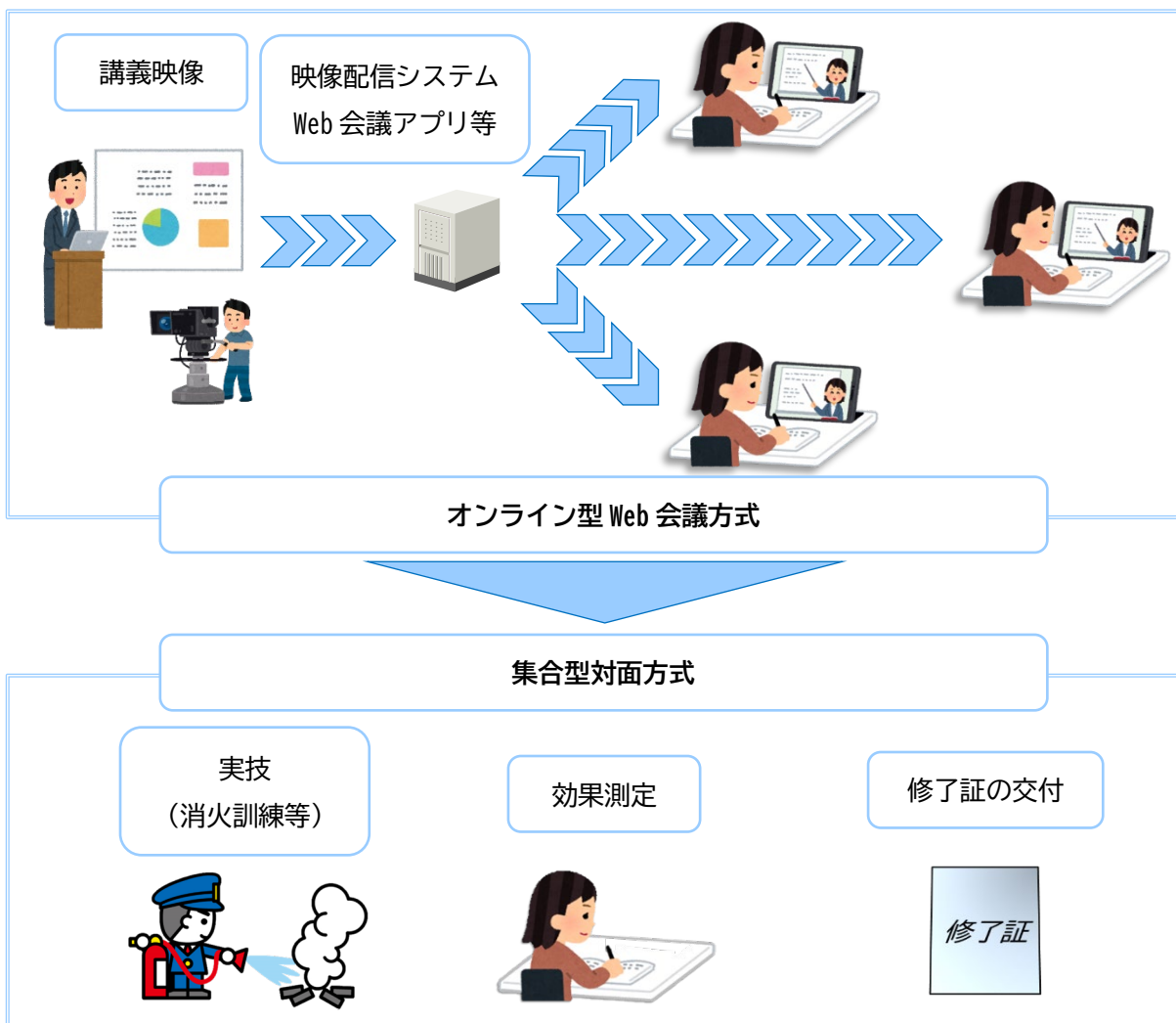
□ハイブリッド型 Web 会議方式の実施例

甲種防火管理新規講習の場合「講習時間おおむね 10 時間」

「8 時間 30 分」→オンライン型 Web 会議方式（講義）

「1 時間 30 分」→集合型対面方式（実技 1 時間、効果測定 30 分間）

「講習修了後」→修了証交付



ハイブリッド型 Web 会議方式のイメージ



第2章

実施に係る基本事項

第1節

集合型の基本事項

第2節

オンライン型の基本事項

第3節

ハイブリッド型の基本事項

第4節

実施方法別の基本事項等の比較表

第5節

講習事項の概要

第6節

修了証

1 講習の案内について

- (1) 講習日程、受講定員、申込期間、申込方法及び会場所在地等のほか、受講に必要な情報をホームページ等で周知すること。
- (2) 受講定員の空き状況は、ホームページ又は窓口への電話問合せ等で確認できるようにすること。
なお、ホームページに受講定員の空き状況を掲載する場合は、講習機関の判断により適宜更新すること。
- (3) 受講料、テキスト代及びその他手数料（以下「受講料等」という。）の支払方法並びに受講キャンセル及び不正受講等による返金に関することをホームページ等であらかじめ周知すること。

2 受講申請について

- (1) 受講申請者は、講習機関が定めることとするが、必要に応じて代理者が受講申請できることとする。
- (2) 受講申請方法は、窓口申請又はオンライン申請システムやEメールを利用したオンライン申請等とし、詳細は講習機関が定める方法とする。
- (3) 原則として、受講申請は、申請書に必要事項を記載又は入力し、講習機関が定める方法により申請すること。
また、申請書は、受講者の氏名及び生年月日のほか、必要に応じて住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号又は勤務先Eメールアドレス等を記載又は入力することし、詳細な内容は講習機関が定めること。
- (4) 受講申請時に必要な書類として顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）を提出させる場合は、写しの添付（書面による受講申請の場合）又は画像をアップロード（オンラインによる受講申請の場合）等によるものとし、詳細は講習機関が定める方法とする。
- (5) 講習課程の一部免除や再講習の受講申請に必要な免状等の提出方法は、写しの添付（書面による受講申請の場合）又は画像をアップロード（オンラインによる受講申請の場合）等によるものとし、詳細は講習機関が定める方法とする。

3 受付について

- (1) 原則として、受講申請を受付した場合は、受講票又は受講決定通知を配布すること。
- (2) 受講票又は受講決定通知に記載する内容は、講習種別、受講日及び受講番号等とし、詳細は講習機関が定めること。
- (3) 受講票又は受講決定通知の配布方法は、窓口配布、郵送又はEメール送付等により実施することとし、詳細は講習機関が定める方法とする。

4 講習資料について

講習の受講に必要な資料を受講者へ配布することとし、講習資料及び配布方法は講習機関が定めること。

なお、講習受講後も講習修了者が防火・防災管理業務を行ううえで参考となる資料を配付すること。

5 不正受講の防止について

受講申請時の受講者と異なる者が不正受講し、受講申請時の受講者が不正に修了証を受理することを防止するために以下の事項を実施すること。

- (1) 受講日当日の受付時に受講票又は受講決定通知の提示を求め、申請書（オンライン申請書を含む。）の内容と相違がないか確認すること。
- (2) 受講票又は受講決定通知を配布していない場合は、受講日当日の受付時に身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示を求め、申請書（オンライン申請書を含む。）の内容と相違がないか確認すること。
- (3) 不正受講が認められた場合は、受講を無効とすることをあらかじめホームページ等で周知すること。

6 講義について

講義は、「第5節講習事項の概要」及び「第3章講習の内容」を参照し実施すること。

7 受講状況の確認について

- (1) 講師又は監督者等は、受講者の受講状況を適宜確認し、離席時間が継続する場合は、適正に受講するよう促すこと。
- (2) 講師又は監督者等は、受講者の受講態度を適宜確認し、体調異常が疑われる場合は、体調を確認し必要な対応をとること。

また、体調不良により一時的に受講できない場合は、体調が回復後に補講等により代替措置をとり講習の課程を修了することとし、詳細は講習機関が定めること。

8 実技について

- (1) 甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習、防災管理新規講習又は防災管理再講習において、消火及び通報等の実技を実施する場合は、30分程度から1時間程度とし、当該時間は講習時間に含まれるものとする。

なお、実技の内容は、「第3章講習の内容」を参照し講習機関が定めること。

- (2) 自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習は、実技を実施することとし、「第5節講習事項の概要」及び「第3章講習の内容」を参照すること。

9 効果測定について

- (1) 甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習、防災管理新規講習又は防災管理再講習において、受講者の理解度を確認するために効果測定を実施する場合は、30分程度かつ20問程度とし、当該時間は講習時間に含まれるもの

とすること。

なお、効果測定の問題、出題方法及び解答形式は、講習機関が定めること。

- (2) 自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習は、1時間の効果測定を実施することとし、「第5節講習事項の概要」及び「第3章講習の内容」を参照すること。

なお、効果測定の問題、出題方法及び解答形式は、講習機関が定めること。

10 再効果測定及び補講について

- (1) 効果測定の正答率が著しく低い場合は、講習機関の判断により再効果測定、補講又はその両方を実施することができることとし、当該時間は講習時間外に実施すること。

なお、再効果測定の問題、出題方法及び解答形式並びに補講の実施内容は、講習機関が定めること。

- (2) (1)のほか、講習機関が必要と判断する場合は、補講を実施できることとし、当該時間は講習時間外に実施すること。

なお、補講の実施内容は、講習機関が定めること。

- (3) 再効果測定、補講又はその両方を実施する場合は、あらかじめホームページ等で周知すること。

11 修了証の交付について

- (1) 修了証の様式等は、「第6節修了証」を参照すること。

- (2) 修了証の発行方法は、紙発行又は電子発行とする。

なお、紙発行の交付方法は、対面交付又は郵送交付とし、電子発行の交付方法は、Eメール等による電子交付とする。

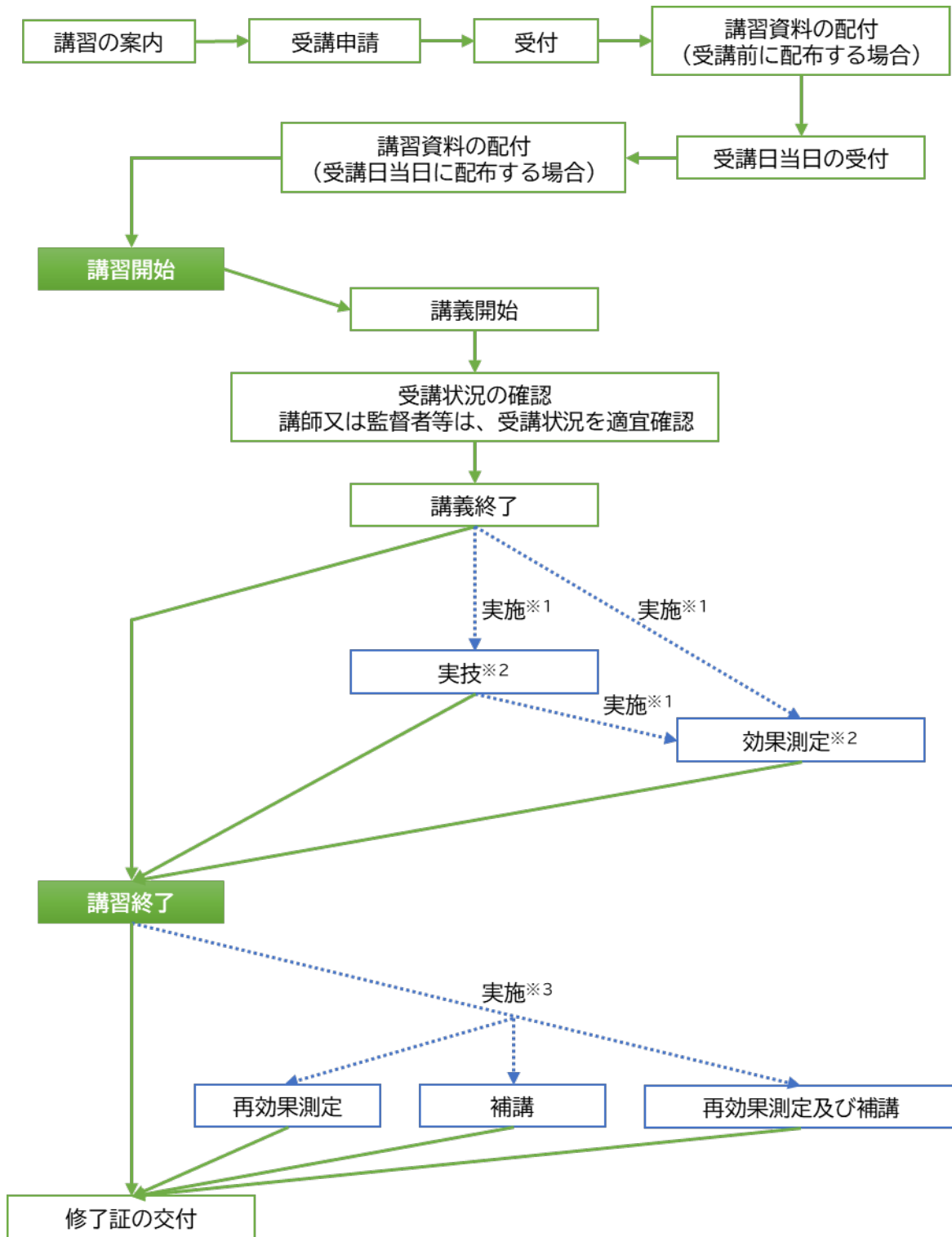
- (3) 修了証は、講習修了後に速やかに交付すること。

ただし、電子発行又は紙発行で郵送交付する場合は、遅滞なく交付すること。

- (4) 効果測定を実施する場合は、効果測定の正答率を考慮せず、修了証を交付することとするが、再効果測定、補講又はその両方を実施する場合は、再効果測定等の終了後に修了証を交付すること。

- (5) 修了証の交付条件、交付方法及び交付時期をあらかじめホームページ等で周知すること。

12 集合型対面方式及び配信方式の実施イメージ



- ※1 自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習は、必ず実施すること。
その他の講習は、講習機関の判断により実施する。
- ※2 原則として、自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習は、実技後に効果測定を実施すること。
その他の講習は、講習機関が実技及び効果測定の実施順を定めることとする。
- ※3 再効果測定、補講又はその両方を実施する場合は、講習時間外に実施すること。

1 講習の案内について

- (1) 講習日程、受講定員、申込期間、申込方法のほか、受講に必要な情報をホームページ等で周知すること。
- (2) オンライン型講習の受講に必要な情報として、オンライン受講に必要となるパソコン等の仕様、ネットワーク環境、Web ブラウザや受講に必要なデータ通信量の目安等をホームページ等で周知すること。
- (3) 受講定員の空き状況は、ホームページ又は窓口への電話問合せ等で確認できるようにすること。
なお、ホームページに受講定員の空き状況を掲載する場合は、講習機関の判断により適宜更新すること。
- (4) 受講料等の支払方法並びに受講キャンセル及び不正受講等による返金に関することをホームページ等であらかじめ周知すること。

2 受講申請について

- (1) 受講申請者は、講習機関が定めることとするが、必要に応じて代理者が受講申請できることとする。
- (2) 原則として、受講申請方法は、オンライン申請システムやEメールを利用したオンライン申請とする。
- (3) 原則として、受講申請は、申請書に必要な事項を入力しオンライン申請すること。
また、申請書は、受講者の氏名及び生年月日のほか、必要に応じて住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号又は勤務先Eメールアドレス等を入力することし、詳細な内容は講習機関が定めること。
- (4) 受講申請時に必要な書類として顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）を提出させること。
なお、提出方法は、オンライン申請システムへの画像アップロードやEメールを利用した画像送付等によるものとし、詳細は講習機関が定める方法とする。
- (5) 講習課程の一部免除や再講習の受講申請に必要な免状等の提出方法は、オンライン申請システムへの画像アップロードやEメールを利用した画像送付等によるものとし、詳細は講習機関が定める方法とする。

3 受付について

- (1) 受講申請を受付した場合は、受講票又は受講決定通知を配布すること。
- (2) 受講票又は受講決定通知に記載する内容は、講習種別、受講期間及び受講番号等とし、詳細は講習機関が定めること。
- (3) 受講票又は受講決定通知の配布方法は、郵送又はEメール送付等により実施することとし、詳細は講習機関が定める方法とする。

- (4) 受講票又は受講決定通知の配布時にオンライン型講習の受講に必要な講習 Web サイト URL 並びに受講用 ID、受講用パスワード又はその両方を併せて配布すること。
- (5) 受講用 ID、受講用パスワード又はその両方は、受講者別に設定すること。

4 講習資料について

講習の受講に必要な資料を受講者へ配布することとし、講習資料及び配布方法は講習機関が定めること。

なお、講習受講後も講習修了者が防火・防災管理業務を行ううえで参考となる資料を配付すること。

5 不正受講の防止について

受講申請時の受講者と異なる者が不正受講し、受講申請時の受講者が不正に修了証を受理することを防止するために以下の事項を実施すること。

- (1) 受講用 ID、受講用パスワード又はその両方の譲渡・転貸等を禁止する旨をホームページ等で周知すること。
- (2) 「2 受講申請について(4)」に記載のとおり、受講申請時に顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）を提出させること。
- (3) オンライン型オンデマンド方式により、講習を実施する場合は以下の事項を実施すること。

ア 甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習及び防災管理新規講習は、受講者が講習 Web サイトにログインする際に、「3 受付について(4)」により配布する受講用 ID、受講用パスワード又はその両方を使用すること。

また、「7 受講状況の確認について(3)」に記載の顔認証を実施するため、受講者氏名、受講者顔写真をオンライン型講習を提供するシステム等（以下「オンライン講習システム」という。）に登録し、受講を開始すること。

なお、受講者顔写真は、受講に使用するパソコン等の Web カメラを利用し撮影すること。

イ 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習は、受講者が Web サイトにログインする際に、「3 受付について(4)」により配布する受講用 ID、受講用パスワード又はその両方を使用すること。

- (4) オンライン型 Web 会議方式により、甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習、防災管理新規講習又は防災管理再講習を実施する場合は、受講者が Web サイトにログインする際に、「3 受付について(4)」により配布する受講用 ID、受講用パスワード又はその両方を使用すること。
- (5) 受講用 ID 及び受講用パスワードは、受講者 1 名が 1 講習を修了又は受講期間を過ぎた場合に失効することとし、同受講用 ID 及び同受講用パスワードで再受講できないこととする。

ただし、講習機関の判断により受講期間の延長や代替日の受講などの措置を講じた場合は、同受講用 ID 及び同受講用パスワードを使用できることとする。

- (6) 不正受講が認められた場合は、受講を無効とし、その旨をあらかじめホームページ等で周知すること。

6 講義について

- (1) 講義は、「第5節講習事項の概要」及び「第3章講習の内容」を参照し実施すること。
- (2) オンライン型オンデマンド方式により、甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習、防災管理新規講習又は防災管理再講習の講義を実施する場合は、オンライン講習システムにおいて、講義映像の早送り再生、スキップはできない仕様とすること。
- また、受講者が講義映像の再生を任意に停止した位置から再開できる仕様とすること。

7 受講状況の確認について

- (1) オンライン講習システムにおいて、受講者の受講開始日、聴講時間、受講終了日、効果測定の実施状況及び効果測定の正答率等を記録し、受講者の受講記録を随時確認できるようにすること。
- なお、受講記録は、修了証の交付又は受講期間の超過等による受講無効まで保存すること。
- (2) オンライン講習システムにおいて、受講者の受講状況を記録する条件として、パソコン等の画面上で講義映像等が前面に表示されている場合のみ記録する仕様とすること。
- (3) オンライン型オンデマンド方式により、甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習、防災管理新規講習又は防災管理再講習を実施する場合は、以下の事項を実施すること。
- ア オンライン講習システムに顔認証機能を実装し、講義映像再生時にパソコン等のWebカメラを利用して定期的に受講者の顔と「5 不正受講の防止について(3)ア」で登録した受講者の顔を照合すること等により、適正に受講しているか判断すること。
- ただし、甲種防火管理再講習及び防災管理再講習は、オンライン講習システムへの顔認証機能の実装を省略できることとする。
- イ オンライン講習システムにおいて、顔認証により適正に受講していないと判断される場合は、講義映像の再生を停止し、再ログイン後に講義映像の再生停止位置から再生を再開する仕様とすること。
- ウ 受講者に対して、Webカメラを利用して定期的に顔を撮影し、顔認証を実施することをあらかじめホームページ等で周知すること。
- (4) オンライン型Web会議方式により、甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習、防災管理新規講習又は防災管理再講習を実施する場合は、以下の事項を実施すること。
- ア 講師又はその他監督者がWebカメラを通じて受講者の受講状況を適宜確認し、

Web カメラを通じて受講者が確認できない場合は、適正に受講するよう電話連絡やメールで促すこと。

ただし、オンライン講習システムに顔認証機能を実装し、(3)アと同様の方法で受講状況を確認する場合は、この限りではない。

イ 受講者に対して、Web カメラを通じて受講状況を確認すること及び電話対応できる準備をすることをあらかじめホームページ等で周知すること。

8 効果測定について

(1) オンライン型により、甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習、防災管理新規講習又は防災管理再講習を実施する場合は、効果測定を実施することとし、あらかじめホームページ等で周知すること。

なお、出題及び採点は、オンライン講習システムを使用すること。

(2) 効果測定は、30分程度かつ20問程度とし、当該時間は講習時間に含まれるものとする。

なお、効果測定の問題及び解答形式は、講習機関が定めること。

(3) 効果測定の結果は、受講者本人が確認できることとし、必要に応じて解答の解説を行うこと。

9 再効果測定について

(1) 効果測定の正答率が著しく低い場合は、講習機関の判断により再効果測定を実施することができることとし、実施する場合は、あらかじめホームページ等で周知すること。

なお、再効果測定の出題及び採点は、オンライン講習システムを使用すること。

(2) 再効果測定の問題及び解答形式は、講習機関が定めることとし、当該時間は講習時間外として扱うこと。

(3) 再効果測定は、受講期間中に実施すること。

10 修了証の交付について

(1) 修了証の様式等は、「第6節修了証」を参照すること。

(2) 修了証の発行方法は、紙発行又は電子発行とすること。

なお、原則として、交付方法は、紙発行の場合は郵送交付とし、電子発行の場合はEメール等による電子交付とすること。

(3) 修了証は、講習修了後に遅滞なく交付すること。

(4) オンライン講習システムの受講記録を確認し、聴講時間を満たしている場合のみ修了証を交付すること。

(5) 効果測定の結果を考慮せず、修了証を交付することとするが、再効果測定を実施する場合は、再効果測定後に修了証を交付すること。

(6) 修了証の交付条件、交付方法及び交付時期をあらかじめホームページ等で周知すること。

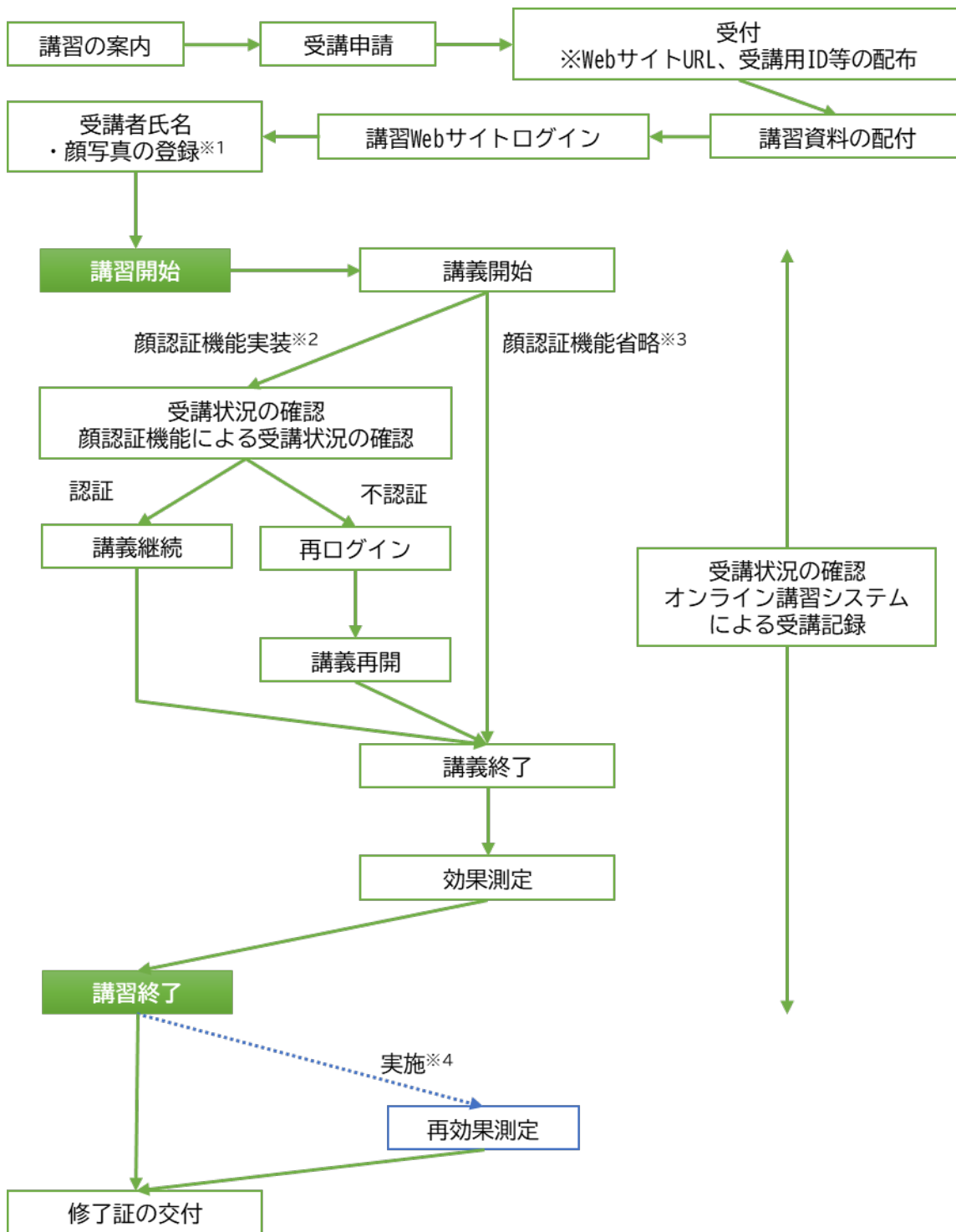
11 講義映像の視聴期間について

オンライン型オンデマンド方式は、講習機関の判断により、講習修了後も受講期間中は講義映像を視聴できることとする。この場合は、講義映像の早送り再生やスキップは使用できることとする。

12 オンライン講習システムの留意事項について

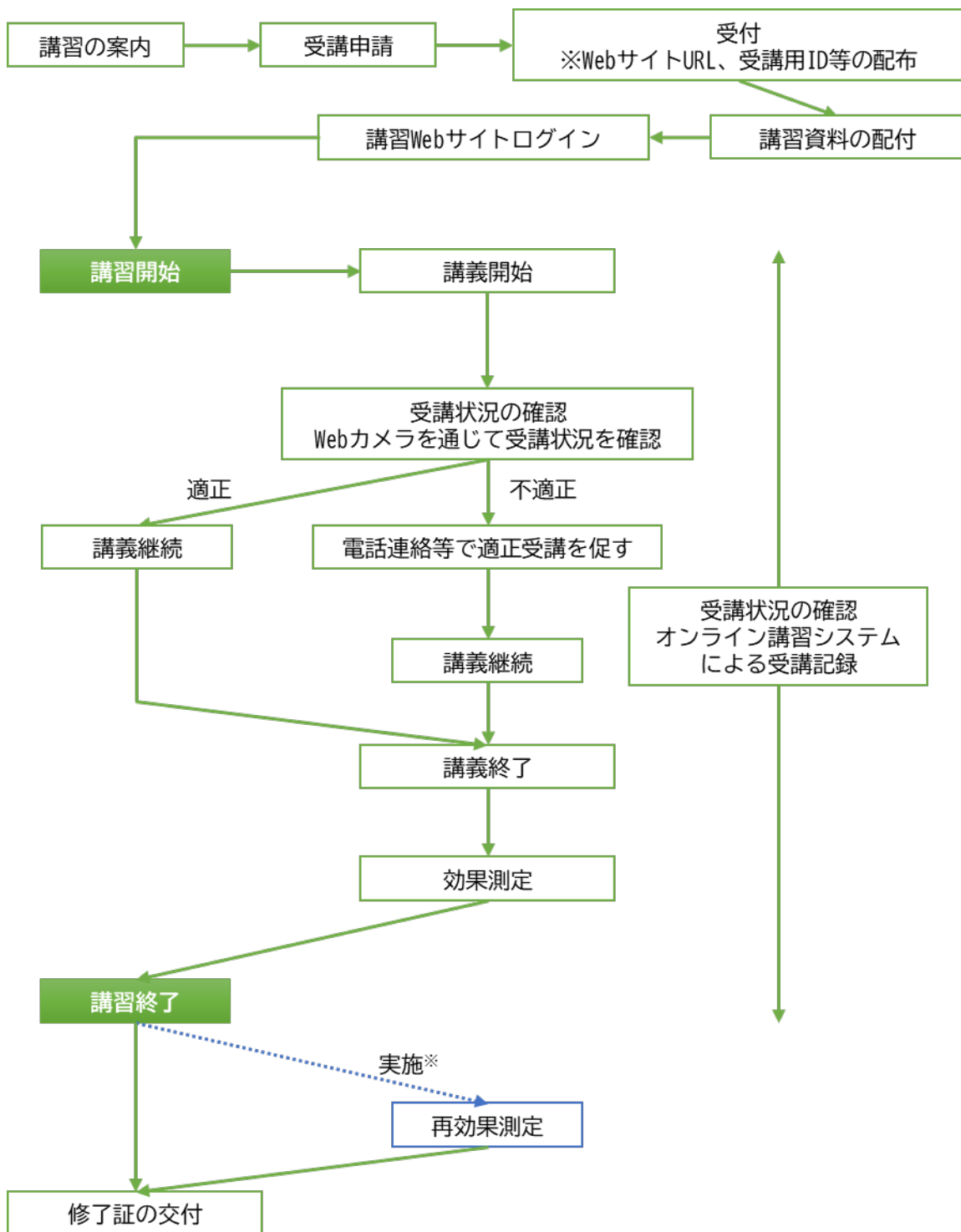
- (1) 受講者からのアクセス集中等により、ログインや映像配信等に支障が生じないように一回の講習会における受講定員を定め、その定員数に応じた適切なオンライン講習システムを使用すること。
- (2) オンライン講習システムの不具合等により受講できなかった場合は、受講期間の延長や代替日での受講など代替措置をとること。
- (3) 受講料等と別に、オンライン講習システムの受講用 ID 使用料等のシステム使用料を徴収する場合は、その旨をあらかじめホームページ等で周知すること。

13 オンライン型オンデマンド方式の実施イメージ



※1 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習は、受講者顔写真の登録を省略できる。
 ※2 甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習及び防災管理新規講習は、顔認証機能を実装すること。
 ※3 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習は、顔認証機能を省略できる。
 ※4 再効果測定を実施する場合は、講習時間外として扱うこと。

14 オンライン型 Web 会議方式の実施イメージ



※ 再効果測定を実施する場合は、講習時間外として扱うこと。

1 講習の案内について

- (1) 講習日程、受講定員、申込期間、申込方法のほか、受講に必要な情報をホームページ等で周知すること。
- (2) オンライン型講義の受講に必要な情報として、オンライン受講に必要となるパソコン等の仕様、ネットワーク環境、Web ブラウザや受講に必要なデータ通信量の目安等をホームページ等で周知すること。
- (3) 受講定員の空き状況は、ホームページ又は窓口への電話問合せ等で確認できるようにすること。
なお、ホームページに受講定員の空き状況を掲載する場合は、講習機関の判断により適宜更新すること。
- (4) 受講料等の支払方法並びに受講キャンセル及び不正受講等による返金に関することをホームページ等であらかじめ周知すること。

2 受講申請について

- (1) 受講申請者は、講習機関が定めることとするが、必要に応じて代理者が受講申請できることとする。
- (2) 受講申請方法は、窓口申請又はオンライン申請システムやEメールを利用したオンライン申請等とし、詳細は講習機関が定める方法とする。
- (3) 原則として、受講申請は、申請書に必要事項を記載又は入力し、講習機関が定める方法により申請すること。
また、申請書は、受講者の氏名及び生年月日のほか、必要に応じて住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号又は勤務先Eメールアドレス等を記載又は入力することし、詳細な内容は講習機関が定めること。
- (4) 受講申請時に必要な書類として顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）を提出させること。
なお、提出方法は、写しの添付（書面による受講申請の場合）又は画像をアップロード（オンラインによる受講申請の場合）等によるものとし、詳細は講習機関が定める方法とする。
- (5) 講習課程の一部免除や再講習の受講申請に必要な免状等の提出方法は、写しの添付（書面による受講申請の場合）又は画像をアップロード（オンラインによる受講申請の場合）等によるものとし、詳細は講習機関が定める方法とする。

3 受付について

- (1) 受講申請を受付した場合は、受講票又は受講決定通知を配布すること。
- (2) 受講票又は受講決定通知に記載する内容は、講習種別、受講期間及び受講番号等とし、詳細は講習機関が定めること。

- (3) 受講票又は受講決定通知の配布方法は、窓口配布、郵送又はEメール送付等により実施することとし、講習機関が定める方法とする。
- (4) 受講票又は受講決定通知の配布時にオンライン型講習の受講に必要な講習 Web サイト URL 並びに受講用 ID、受講用パスワード又はその両方を併せて配布すること。
- (5) 原則、受講用 ID、受講用パスワード又はその両方は、受講者別に設定すること。

4 講習資料について

講習の受講に必要な資料を受講者へ配布することとし、講習資料及び配布方法は講習機関が定めること。

なお、講習受講後も講習修了者が防火・防災管理業務を行ううえで参考となる資料を配付すること。

5 不正受講の防止について

受講申請時の受講者と異なる者が不正受講し、受講申請時の受講者が不正に修了証を受理することを防止するために以下の事項を実施すること。

- (1) 受講用 ID、受講用パスワード又はその両方の譲渡・転貸等を禁止する旨をホームページ等で周知すること。
- (2) 「2 受講申請について(4)」に記載のとおり、受講申請時に顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）を提出させること。
また、「8 対面講義の当日受付について」に記載のとおり、対面講義の当日受付時に顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）を掲示させること。
- (3) ハイブリッド型により、甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習、自衛消防業務新規講習、自衛消防業務再講習又は防災管理新規講習を実施する場合は、受講者が講習 Web サイトにログインする際に、「3 受付について(4)」により配布する受講用 ID、受講用パスワード又はその両方を使用すること。
- (4) 受講用 ID 及び受講用パスワードは、受講者 1 名が 1 講習を修了又は受講期間を過ぎた場合に失効することとし、同受講用 ID 及び同受講用パスワードで再受講できないこととする。

ただし、講習機関の判断により受講期間の延長や代替日の受講などの措置を講じた場合は、同受講用 ID 及び同受講用パスワードを使用できることとする。

- (5) 不正受講が認められた場合は、受講を無効とすることをあらかじめホームページ等で周知すること。

6 オンライン講義について

- (1) 講義は、「第 5 節講習事項の概要」及び「第 3 章講習の内容」を参照し実施すること。
- (2) ハイブリッド型オンデマンド方式により、甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習、自衛消防業務新規講習、自衛消防業務再講習又は防災管理新規講習の講義を

実施する場合は、オンライン講習システムにおいて、講義映像の早送り再生、スキップはできない仕様とすること。

- (3) ハイブリッド型オンデマンド方式により、甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習、自衛消防業務新規講習、自衛消防業務再講習又は防災管理新規講習の講義を実施する場合は、オンライン講習システムにおいて、受講者が講義映像の再生を任意に停止した位置から再開できる仕様とすること。

7 受講状況の確認について

- (1) オンライン講習システムにおいて、受講者の受講開始日、聴講時間、受講終了日、効果測定の実施状況及び効果測定の正答率等を記録し、受講者の受講記録を随時確認できるようにすること。

なお、受講記録は、修了証の交付又は受講期間の超過等による受講無効まで保存すること。

- (2) オンライン講習システムにおいて、受講者の受講状況を記録する条件として、パソコン等の画面上で講義映像等が前面に表示されている場合のみ記録する仕様とすること。
- (3) オンライン講義を適正に受講したと認める場合は、オンライン講習システムを使用し受講証明書を交付すること。

8 対面講義の当日受付について

オンライン講義後の対面講義の当日受付時に、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示を求め申請書（オンライン申請書を含む。）の内容と相違がないか確認するとともに、受講証明書の提示を求めオンライン講義を適正に受講しているか確認すること。

9 実技について

- (1) 実技は、対面講義時に実施すること。
- (2) 甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習及び防災管理新規講習は、消火及び通報等の実技を実施することとし、あらかじめホームページ等で周知すること。

また、実技は、30分程度から1時間程度とし、当該時間は講習時間に含まれるものとする。

なお、実技の内容は、「第3章講習の内容」を参照し講習機関が定めること。

- (3) 自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習は、実技を実施することとし、「第5節講習事項の概要」及び「第3章講習の内容」を参照すること。

10 効果測定について

- (1) 効果測定は、対面講義時に実施すること。
- (2) 甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習及び防災管理新規講習は、効果測定を実施することとし、あらかじめホームページ等で周知すること。

また、効果測定は、30分程度かつ20問程度とし、当該時間は講習時間に含まれ

るものとする。

なお、効果測定の問題、出題方法及び解答形式は、講習機関が定めること。

- (3) 自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習は、1時間の効果測定を実施することとし、「第5節講習事項の概要」及び「第3章講習の内容」を参照すること。

なお、効果測定の問題、出題方法及び解答形式は、講習機関が定めること。

11 再効果測定及び補講について

- (1) 効果測定の正答率が著しく低い場合は、講習機関の判断により再効果測定、補講又はその両方を実施することができることとし、当該時間は講習時間外に実施すること。

なお、再効果測定の問題、出題方法及び解答形式並びに補講の実施内容は、講習機関が定めること。

- (2) (1)のほか、講習機関が必要と判断する場合は、補講を実施できることとし、当該時間は講習時間外に実施すること。

なお、補講の実施内容は、講習機関が定めること。

- (3) 再効果測定、補講又はその両方を実施する場合は、あらかじめホームページ等で周知すること。

12 修了証の交付について

- (1) 修了証の様式等は、「第6節修了証」を参照すること。

- (2) 修了証の発行方法は、紙発行又は電子発行とする。

なお、紙発行の交付方法は、対面交付又は郵送交付とし、電子発行の交付方法は、Eメール等による電子交付とする。

- (3) 修了証は、講習修了後に速やかに交付すること。

ただし、電子発行又は紙発行で郵送交付する場合は、遅滞なく交付すること。

- (4) 効果測定の正答率を考慮せず、修了証を交付することとするが、再効果測定を実施する場合は、再効果測定後に修了証を交付すること。

- (5) 修了証の交付条件、交付方法及び交付時期をあらかじめホームページ等で周知すること。

13 講義映像の視聴期間について

ハイブリッド型オンデマンド方式は、講習機関の判断により、講習修了後も受講期間中は講義映像を視聴できることとする。この場合は、講義映像の早送り再生やスキップは使用できることとする。

14 オンライン講習システムの留意事項について

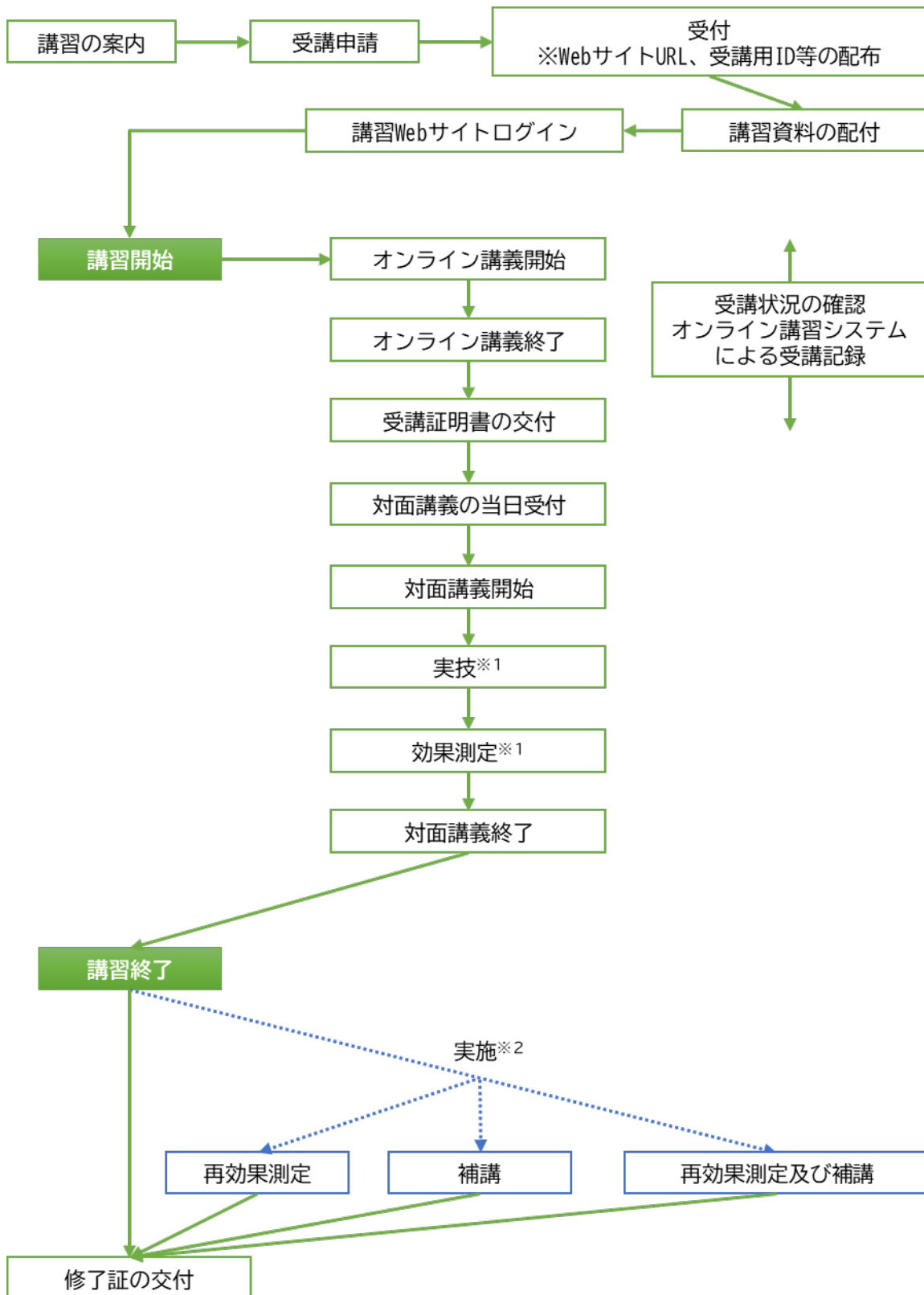
- (1) 受講者からのアクセス集中等により、ログインや映像配信等に支障が生じないように一回の講習会における受講定員を定め、その定員数に応じた適切なオンライン講習システムを使用すること。

- (2) オンライン講習システムの不具合等により受講できなかった場合は、受講期間の

延長や代替日での受講など代替措置をとること。

- (3) 受講料等と別に、オンライン講習システムの受講用 ID 使用料等のシステム使用料を徴収する場合は、その旨をあらかじめホームページ等で周知すること。

15 ハイブリッド型オンデマンド方式及びWeb会議方式の実施イメージ



※1 原則、自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習は、実技後に効果測定を実施すること。その他の講習は、講習機関が実技及び効果測定の実施順を定めることとする。

※2 再効果測定、補講又はその両方を実施する場合は、講習時間外に実施すること。

1 オンライン講習システムの必要機能の比較表

実施方法 オンライン講習システム機能	オンライン型		ハイブリッド型	
	オンデマンド 方式	Web 会議 方式	オンデマンド 方式	Web 会議 方式
受講用 ID、受講用パスワードによるログイン機能	◎	◎	◎	◎
受講記録機能	◎	◎	◎	◎
顔写真撮影機能	◎※1※2	○※2	○※2	○※2
受講者氏名・顔写真登録機能	◎※1※2	○※2	○※2	○※2
顔認証機能	◎※1	○	○	○
再生停止機能 (不認証時)	◎	×	◎	×
早送り再生、スキップ制御機能 (初回再生時)	◎	×	◎	×
効果測定機能 (再効果測定含む)	◎	◎	○	○

◎：必要 ○：講習機関の判断により実装 ×：不要

※1 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習は、省略できる。

※2 顔認証機能を実装する場合に必要な機能

1 甲種防火管理新規講習

甲種防火管理新規講習は、規則第2条の3第2項及び同条第6項の規定に基づく「防火管理に関する講習の実施細目」に定める事項を満たすこと。

【参考】

◆規則第2条の3第2項

甲種防火管理新規講習は、次の各号に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね10時間とする。

- 1 防火管理の意義及び制度に関すること。
- 2 火気の使用又は取扱いに関する監督に関すること。
- 3 消防用設備等の点検及び整備並びに避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
- 4 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練に関すること。
- 5 防火管理上必要な教育に関すること。
- 6 消防計画の作成に関すること。

2 乙種防火管理講習

乙種防火管理講習は、規則第2条の3第4項及び同条第6項の規定に基づく「防火管理に関する講習の実施細目」に定める事項を満たすこと。

【参考】

◆規則第2条の3第4項

乙種防火管理講習は、第2項各号に掲げる事項に係る基礎的な知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね5時間とする。

◆規則第2条の3第2項

甲種防火管理新規講習は、次の各号に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね10時間とする。

- 1 防火管理の意義及び制度に関すること。
- 2 火気の使用又は取扱いに関する監督に関すること。
- 3 消防用設備等の点検及び整備並びに避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
- 4 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練に関すること。
- 5 防火管理上必要な教育に関すること。
- 6 消防計画の作成に関すること。

【参考】

■防火管理に関する講習の実施細目（一部抜粋）

第1 講習事項及び講習時間

防火管理に関する講習は、次の表の左欄に掲げる講習事項について、それぞれ、甲種防火管理新規講習にあっては同表の中欄に、乙種防火管理講習にあっては同表の右欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習事項	講習時間	
	甲種	乙種
防火管理の意義及び制度	2時間	1時間
火気管理	2時間	1時間
施設及び設備の維持管理	2時間	1時間
防火管理に係る訓練及び教育	2時間	1時間
防火管理に係る消防計画	2時間	1時間

第2 講習事項の一部免除

甲種防火管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項
規則第31条の6第7項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	防火管理の意義及び制度
令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者	

第3 講習の日時、場所等の公示

講習を実施する者は、講習の日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

3 甲種防火管理再講習

甲種防火管理再講習は、規則第2条の3第3項に定める事項を満たすこと。

【参考】

◆規則第2条の3第3項

甲種防火管理再講習は、次の各号に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね2時間とする。

- 1 おおむね過去5年間における防火管理に関する法令の改正の概要に関すること。
- 2 火災事例等の研究に関すること。

4 自衛消防業務新規講習

自衛消防業務新規講習は、規則第4条の2の14第2項及び同条第5項の規定に基づく「自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目」に定める事項を満たすこと。

【参考】

◆規則第4条の2の14第2項

自衛消防業務新規講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね12時間とする。

- 1 防火管理及び防災管理に関する一般知識に関すること。
- 2 自衛消防組織並びにその統括管理者及び要員の役割と責任に関すること。
- 3 防災設備等に関する知識とその取扱い訓練に関すること。
- 4 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練に関すること。

【参考】

■自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目（一部抜粋）

第1 自衛消防業務新規講習

- 1 自衛消防業務新規講習は、次の表の左欄に掲げる講習科目について、同表の右欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
(1) 防火管理及び防災管理の意義及び制度	3時間
(2) 自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任	3時間
(3) 防災設備等に関する知識	1時間
(4) 防災設備等の取扱い並びに自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練	5時間

- 2 前号の講習修了後1時間の効果測定を行うものとする。

第3 講習科目の一部免除

第1第1号の規定に関わらず、次の表の左欄に掲げる者については、それぞれ同表の右欄に定める講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
消防法施行令第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習の課程及び令第47条第1項第1号に規定する防災管理に関する講習の課程を修了している者	(1) 防火管理及び防災管理の意義及び制度 (2) 自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任 (3) 防災設備等に関する知識

5 自衛消防業務再講習

自衛消防業務再講習は、規則第4条の2の14第3項及び同条第5項の規定に基づく「自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目」に定める事項を満たすこと。

【参考】

◆規則第4条の2の14第3項

自衛消防業務再講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね4時間とする。

- 1 防火管理、防災管理及び消防用設備等に関する制度改正の概要に関すること。
- 2 災害事例の研究に関すること。
- 3 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練に関すること。

【参考】

■自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目（一部抜粋）

第2 自衛消防業務再講習

- 1 自衛消防業務再講習は、次の表の左欄に掲げる講習科目について、同表の右欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
(1) 防火管理、防災管理及び消防用設備等に関する制度改正の概要	1時間
(2) 災害事例研究	1時間
(3) 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練	2時間

- 2 前号の講習修了後1時間の効果測定を行うものとする。

6 防災管理新規講習

防災管理新規講習は、規則第51条の7第2項及び同条第7項の規定に基づく「防災管理に関する講習の実施細目」に定める事項を満たすこと。

【参考】

◆規則第51条の7第2項

防災管理新規講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね4時間30分とする。

- 1 防災管理の意義及び制度に関すること。
- 2 防災管理上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
- 3 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練に関すること。
- 4 防災管理上必要な教育に関すること。
- 5 消防計画の作成に関すること。

【参考】

■防災管理に関する講習の実施細目（一部抜粋）

第1 防災管理新規講習の講習事項及び講習時間

防災管理新規講習は、次の表の左欄に掲げる講習事項について、同表の右欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習事項	講習時間
防災管理の意義及び制度	1 時間 30 分
施設及び設備の維持管理並びに防災管理に係る消防計画	1 時間 30 分
防災管理に係る訓練及び教育	1 時間 30 分

第3 講習事項の一部免除

1 防災管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項
令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者	防災管理の意義及び制度

第4 講習の日時、場所等の公示

講習を実施する者は、講習の種類、日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

7 防災管理再講習

防災管理再講習は、規則第51条の7第4項に定める事項を満たすこと。

【参考】

◆規則第51条の7第4項

防災管理再講習は、次に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね2時間とする。

- 1 おおむね過去5年間における防災管理に関する法令の改正の概要に関すること。
- 2 災害事例等の研究に関すること。

8 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習の併催

甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する場合は、規則第51条の7第3項及び同条第7項の規定に基づく「防災管理に関する講習の実施細目」に定める事項を満たすこと。

【参考】

◆規則第51条の7第3項

第2条の3第1項に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する場合における講習時間は、同条第2項及び前項の規定にかかわらず、おおむね12時間とする。

【参考】

■防災管理に関する講習の実施細目（一部抜粋）

第2 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の講習事項及び講習時間

規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する場合における講習は、次の表の左欄に掲げる講習事項について、同表の右欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習事項	講習時間
防火管理及び防災管理の意義及び制度	2時間30分
火気管理	2時間
施設及び設備の維持管理	2時間30分
防火管理及び防災管理に係る訓練及び教育	2時間30分
防火管理及び防災管理に係る消防計画	2時間30分

第3 講習事項の一部免除

2 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習については、第2の規定に関わらず、次表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項
規則第4条の2の4第4項に規定する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	火気管理及び施設及び設備の維持管理
令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者	防火管理及び防災管理の意義及び制度
規則第51条の12第3項に規定する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	施設及び設備の維持管理

第4 講習の日時、場所等の公示

講習を実施する者は、講習の種類、日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

9 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習の併催

甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する場合は、規則第 51 条の 7 第 5 項を満たすこと。

【参考】

◆規則第 51 条の 7 第 5 項

第 2 条の 3 第 1 項に規定する甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する場合における講習時間は、同条第 3 項及び前項の規定にかかわらず、おおむね 3 時間とする。

10 各講習の併催について

1 から 9 の講習を行う場合のほか、講習機関の判断により各講習を併催する場合は、各講習事項の内容を参考とし、講習の組合せや講習の内容は講習機関が定めることとする。

1 修了証の様式について

(1) 防火管理講習

甲種防火管理新規講習、甲種防火管理再講習又は乙種防火管理講習の課程を修了した者に対して、規則第2条の3第5項に規定する別記様式第1号による修了証を交付すること。

【参考】

◆規則第2条の3第5項

都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は令第3条第1項第1号イ若しくは第2号イの規定により総務大臣の登録を受けた法人は、甲種防火管理講習のうち甲種防火管理新規講習若しくは甲種防火管理再講習又は乙種防火管理講習を行った場合には、当該講習の課程を修了した者に対して、別記様式第1号による修了証を交付するものとする。

別記様式第1号（第2条の3関係）

第 号

修 了 証

氏 名
生年月日

あなたは消防法施行令第3条第1項 号の規定による
種防火管理 講習の課程を修了されました。
よってこれを証します。

年 月 日

市 町 村 消 防 長 [印]
(都 道 府 県 知 事 [印])

(2) 自衛消防業務講習

自衛消防業務新規講習又は自衛消防業務再講習の課程を修了した者に対して、規則第4条の2の14第4項に規定する別記様式第1号の2の2の3の2による修了証を交付すること。

【参考】

◆規則第4条の2の14第4項

都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は令第4条の2の8第3項第1号の規定により総務大臣の登録を受けた法人は、自衛消防業務新規講習又は自衛消防業務再講習を行った場合には、当該講習の課程を修了した者に対して、別記様式第1号の2の2の3の2による修了証を交付するものとする。

別記様式第1号の2の2の3の2（第4条の2の14関係）

第 号

修 了 証

氏 名

生年月日

あなたは消防法施行令第4条の2の8第3項第1号の規定による自衛消防業務 講習の課程を修了されました。
よってこれを証します。

年 月 日

市町村消防長 印
(都道府県知事 印)
(登録講習機関 印)

(3) 防災管理講習

防災管理新規講習又は防災管理再講習の課程を修了した者に対して、規則第51条の7第6項に規定する別記様式第13号による修了証を交付すること。

【参考】

◆規則第51条の7第6項

都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は令第47条第1項第1号の規定により総務大臣の登録を受けた法人は、防災管理新規講習又は防災管理再講習の課程を修了した者に対して、別記様式第13号による修了証を交付するものとする。

別記様式第13号（第51条の7関係）

第 号

修 了 証

氏 名

生年月日

あなたは消防法施行令第47条第1項1号の規定による防災管理講習の課程を修了されました。
よってこれを証します。

年 月 日

市町村消防長 印
 (都道府県知事 印)
 (登録講習機関 印)

2 修了証の大きさについて

規則第2条の3第5項に規定する別記様式第1号、規則第4条の2の14第4項に規定する別記様式第1号の2の2の3の2及び規則第51条の7第6項に規定する別記様式第13号は、講習機関において内部規程等により適切な大きさを定めて交付すること。

【参考】

▲消防法の一部を改正する法律等の運用について
(平成21年1月29日付け消防予第48号)

3 その他

(4) 防火管理者等の修了証の取扱い

規則別記様式第1号の防火管理者に係る講習修了証の大きさに係る改正規定により、講習修了証のサイズについて、各講習機関において規程等により適切な大きさを定めて交付すること。

なお、規則別記様式第1号の2の2の3の2、規則別記様式第13号及び告示第14号別記様式についても同様であること。

3 電子発行について

修了証を電子発行する場合は、規則第2条の3第5項に規定する別記様式第1号、規則第4条の2の14第4項に規定する別記様式第1号の2の2の3の2及び規則第51条の7第6項に規定する別記様式第13号中の市町村消防長等の印の電子印の取扱いに関する内部規程等を整備し、適正に修了証を電子発行すること。

【参考】

□電子印の取扱いに関する内部規定等の例について

市町村消防長等の電子印を使用して修了証を作成し電子交付する場合は、おおむね以下の内容を内部規程等に定めることが望ましい。

- ・公印を管理する部課長が認めた場合は、当該修了証に電子印を打ち出すことができる。
- ・電子印の使用を必要とする場合は、公印を管理する部課長へ電子印使用申請書により申請する。
- ・電子印を使用して修了証を作成する場合は、不正使用を防止するための措置を講じる。(使用簿等による管理など。)
- ・電子印を使用しなくなった場合は、速やかに電子印を消去し公印を管理する部課長へ報告する。

4 修了証の交付について

- (1) 修了証の交付は、「第1節集合型の基本事項11、第2節オンライン型の基本事項10及び第3節ハイブリッド型の基本事項12」のとおりとする。
- (2) 修了証を情報通信の技術を利用して電子交付する場合は、通信途上での電磁的記録の情報漏洩、改ざん等を防止するため、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、電子署名を付与すること。

5 再交付について

修了証の亡失又は氏名の変更等により再交付を希望する修了者に対して修了証を再交付すること。

なお、再交付の条件や方法は、講習機関が定めること。

6 名簿の作成について

修了証を交付した者の名簿を作成・保存することとし、保存期間は再交付に対応できる期間とすること。

【参考】

▲防火管理に関する消防法令の運用について（通知）

（昭和62年1月24日付け消防予第13号）

第1 防火管理講習に関する事項

1 甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習の実施について

(4) 講習実施者は、講習修了証を交付した者の名簿を作成のうえ保存されたいこと。



第3章

講習の内容

第1節

甲種防火管理新規講習

第2節

乙種防火管理講習

第3節

甲種防火管理再講習

第4節

自衛消防業務新規講習

第5節

自衛消防業務再講習

第6節

防災管理新規講習

第7節

防災管理再講習

第8節

甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習の併催

第9節

甲種防火管理再講習及び防災管理再講習の併催

1 防火管理の意義及び制度（2時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 過去の火災事例から学ぶ防火管理の教訓に関すること
- 複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制に関すること

(1) 過去の火災事例から学ぶ防火管理の教訓

ア 目標

過去の火災事例に基づき、防火管理業務の基本的事項（出火防止、消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理、訓練並びに従業員等関係者への防災教育）を導き出し、防火管理の重要性及び要点を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 社会的に注目され、防火管理上の問題が指摘された過去の火災事例を挙げ、その概要及び防火管理上の問題点（複数管理権原防火対象物を含む。）を説明する。
- (イ) 管理権原者及び防火管理者の責務として、以下の項目を説明する。
 - a 防火管理者として行うべき防火管理業務（出火防止、消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理、訓練並びに従業員等関係者への防災教育）
 - b 防火管理業務実施時において、必要に応じ管理権原者に指示を求めると及び火元責任者その他の防火管理業務従業者に対し指示を与えることの義務
 - c 管理権原者に求められる防火管理責任
 - (a) 防火管理者の選任及び防火管理者を介する防火管理業務の実施義務
 - (b) 消防用設備等の設置維持義務及び防災物品の使用義務
 - (c) 統括防火管理制度の概要と選任義務
 - d 防火対象物の定期点検結果の報告義務
- (ウ) 防火管理業務の実施に際し重要な届出書類等として、以下の項目を説明する。
 - a 管理権原者が届け出る必要のあるもの
 - (a) 防火管理者選任（解任）届出
 - (b) 統括防火管理者選任（解任）届出
 - b 防火管理者又は統括防火管理者が届出等を行う必要のあるもの
 - (a) 防火管理に係る消防計画の届出
 - (b) 全体についての消防計画の届出
 - (c) 消火訓練及び避難訓練実施時の消防機関への通報
- (エ) 過去の火災事例に基づき、管理権原者及び防火管理者の社会的な責任について説明するとともに、消防法令に違反した場合の罰則について説明する。

(2) 複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制

ア 目標

過去の火災事例に基づき、複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制の必要性を考えさせるとともに、統括防火管理の重要性を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

過去の複数管理権原防火対象物の火災事例を挙げ、異なる管理系統間における連絡及び協力体制の必要性並びに全体で行う避難訓練の重要性を理解させる。

2 火気管理（2時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 火気取扱いの基本知識及び出火防止対策に関すること
- 工事中の防火管理対策に関すること

(1) 火気取扱いの基本的知識及び出火防止対策

ア 目標

火気取扱い（ガス及びガソリン等の危険物品の取扱いを含む。）の基本的な知識及び出火防止対策の重要性並びに火災危険と建物の内装及び収納物との関係を理解させるとともに、各々の防火対象物に即した出火防止の方法を自ら考えることができる能力を養う。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 建物火災の危険性、特に延焼性状、煙の挙動等の基本的知識を理解させる。
- (イ) 建物火災の主な出火原因について、事例を挙げて問題点を指摘し、火気取扱い（ガス及びガソリン等の危険物品の取扱いを含む。）の基本的事項を含め、その対策を説明する。なお、建物火災の主な出火原因については、全国上位にあるもののほか、各市町村又は都道府県における出火原因の上位についても併せて説明することが望ましい。
- (ウ) 建物の出火及び拡大危険と建物の内装及び収納物との関係について、主に以下の項目を説明する。
 - a 不燃性等の材料及び防炎性の物品
 - b ガソリン・灯油等の危険物品
- (エ) 火元責任者の指定、出火危険箇所の見回り、チェックリストの作成等組織的な出火防止体制の確立の必要性について、具体的な事例を挙げて説明する。
- (オ) 喫煙管理条例等で定める火の使用に関する制限について説明する。
- (カ) 地震時の出火防止の重要性及び地震によって発生する主な火災の原因とその対策について説明する。

(2) 工事中の防火管理対策

ア 目標

過去の工事中の火災事例に基づき、工事中の防火管理対策の重要性を理解させるとともに、工事中の通報、連絡及び避難体制並びに工事により使用できなくなる消防用設備等及び防火・避難施設の機能を補う対策の必要性を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 過去の工事中の災害事例に基づき、工事中の防火対象物等を使用する際、火

災危険性が增大することを理解させる。特に、工事に伴い消防用設備等及び防火・避難施設の一部機能停止等があるため、出火及び延焼拡大の危険性が增大すること並びに工事関係者の立ち入りにより一元化された管理体制でなくなることを中心に説明する。

(イ) 工事部分に持ち込まれる塗料や接着剤等の危険物品の種類及び特性並びにその保安対策について理解させる。また、市町村条例で定める指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準について説明する。

(ウ) 工事中の防火対象物等における火災危険性に対応した防火管理対策を理解させ、消防計画に集成すべきことを説明する。

(3) 日常点検の要点

ア 目標

主要な消防用設備等及び防火・避難施設等の種類に応じ、日常の機能保持に必要な自主点検時の要点を説明する。

イ 重点事項及び説明内容

点検時の要点について、具体的な例を挙げて説明する。その際、消防用設備等及び防火・避難施設の種類によっては、訓練を兼ねて点検を行うことが効果的であることを説明する。

(ア) 警報設備

主として自動火災報知設備及び放送設備について説明する。

(イ) 消火設備

主として消火器、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備について説明する。

(ウ) 避難設備

主として救助袋、緩降機及び誘導灯について説明する。

(エ) 防火施設

主として防火区画、防火戸及び防火シャッターについて説明し、特に防火戸等の閉鎖障害の排除の必要性について説明する。

(オ) 避難施設

主として階段、廊下及び通路について説明し、特に物品放置、施錠等による避難障害の排除の必要性について説明する。

3 施設及び設備の維持管理（2時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 消防用設備等及び防火・避難施設の概要及び点検の必要性に関すること
- 点検体制の確立の必要性に関すること
- 日常点検の要点に関すること

(1) 消防用設備等及び防火・避難施設の概要及び点検の必要性

ア 目標

消防法に規定する消防用設備等及び建築基準法に規定する防火・避難施設を理解させるとともに、防火対象物に設置されている主要な消防用設備等及び防火・

避難施設の種類及び役割並びに過去の火災事例に基づく消防用設備等及び防火・避難施設の点検の必要性を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 消防用設備等及び防火・避難施設の種類及び役割について説明し、その設置目的を理解させる。
- (イ) 消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理の不備により、大きな被害を出した過去の主な火災事例を挙げ、その問題点を整理するとともに、点検の必要性を理解させる。

(2) 点検体制の確立の必要性

ア 目標

消防用設備等及び防火・避難施設の点検のあり方について説明し、組織的な点検体制の確立の必要性を理解させるとともに、消防用設備等の点検報告制度の概要を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 消防用設備等及び防火・避難施設の機能を正常に維持するためには、日頃からその機能について点検を行うとともに、定期的な所定の点検を行う必要があり、そのための体制確立の必要性があることを理解させる。
- (イ) 防火対象物の用途、規模等に応じた点検体制のあり方について説明する。
- (ウ) 消防法に規定する消防用設備等の点検報告制度の概要を説明する。

(3) 日常点検の要点

ア 目標

主要な消防用設備等及び防火・避難施設等の種類に応じ、日常の機能保持に必要な自主点検時の要点を説明する。

イ 重点事項及び説明内容

点検時の要点について、具体的な例を挙げて説明する。その際、消防用設備等及び防火・避難施設の種類によっては、訓練を兼ねて点検を行うことが効果的であることを説明する。

- (ア) 警報設備
 - 主として自動火災報知設備及び放送設備について説明する。
- (イ) 消火設備
 - 主として消火器、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備について説明する。
- (ウ) 避難設備
 - 主として救助袋、緩降機及び誘導灯について説明する。
- (エ) 防火施設
 - 主として防火区画、防火戸及び防火シャッターについて説明し、特に防火戸等の閉鎖障害の排除の必要性について説明する。
- (オ) 避難施設
 - 主として階段、廊下及び通路について説明し、特に物品放置、施錠等による避難障害の排除の必要性について説明する。

4 防火管理に係る訓練及び教育（2時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 緊急時に対応する訓練のあり方に関すること
- 自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びそのあり方に関すること
- 消防用設備等及び防火・避難施設の操作要領に関すること
- 従業員教育の内容及び実施方法に関すること

(1) 緊急時に対応する訓練のあり方

ア 目標

緊急時の対応を理解させ、実技又は映像等を通して具体的かつ効果的な訓練の方法を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

(ア) 通報訓練

- a 火災発生時における迅速かつ的確な通報の重要性について、過去の火災事例、火災通報の録音データ等を活用して説明する。
- b 加入電話及び携帯電話による通報の要領を説明し、可能であれば通報訓練を体験させる。

ただし、オンライン型の場合は、体験を除くが可能であれば実技映像を講義映像に追加すること。

(イ) 消火訓練

映像等を活用して各種消火器の取扱要領の説明を行い、可能であれば消火訓練を体験させる。

(2) 自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びそのあり方

ア 目標

自衛消防組織のあり方を理解させるとともに、防災センターの役割を把握させ、その活動内容を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 自衛消防組織の編成方法について、具体例を挙げて説明する。
- (イ) 自衛消防活動の内容について、事例を挙げて具体的に説明する。
なお、必要に応じ、防災センターの意義及び役割について説明する。
- (ウ) 具体的な自衛消防訓練の例に触れながら、防火対象物の特性に応じた実戦的かつ効果的な訓練方法を自主的に計画し、実施できるような能力を養う。

(3) 消防用設備等及び防火・避難施設の操作要領

ア 目標

消防用設備等及び防火・避難施設の操作要領について、実技又は映像等を通して習得させる。

イ 重点事項及び説明内容

映像等を活用して主要な消防用設備等の操作要領の説明を行い、可能であれば訓練用設備を用いて操作を体験（オンライン型は除く。）させる。

(4) 従業員教育の内容及び実施方法

ア 目標

従業員に教育すべき重要事項を理解させ、模範的な教育の事例を示すことにより従業員教育のあり方を考えさせる。

イ 重点事項及び説明内容

(ア) 従業員の日常における行動の中で特に留意すべき危険な行為（物品の放置等による防火戸の閉鎖障害、通路及び階段への可燃性物品及び避難障害物品の放置等）の具体例を挙げ、従業員に教育する重要事項を理解させる。

(イ) 従業員教育が適切に行われている模範的な教育事例を挙げ、従業員教育のあり方を説明する。

5 防火管理に係る消防計画（2時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

○ 防火管理に係る消防計画の作成に関すること

(1) 目標

過去の火災事例に基づき、建物火災の発生要因及び延焼拡大性状を勘案した緊急時の対応のあり方を考えさせるとともに、消防計画の作成能力を養う。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 過去の火災事例を基に自己の防火対象物に潜在する火災危険性を認識させ、緊急時に対応するための必要な対策を立てることの重要性を理解させるとともに、日常の火災予防活動等の方法と併せて、消防計画として作成することの必要性を理解させる。

イ 緊急時に対応可能な消防計画の作成及びその訓練を通じた実効性の確保は、防火管理者の行うべき業務の基幹をなすものであることを理解させる。

ウ 消防計画に必要とされる以下の基本的な事項について、具体的に説明する。

(ア) 緊急時に対応するための自衛消防活動の内容及び活動内容に対応した自衛消防組織の編成並びにそれらを踏まえた訓練の実施等

(イ) 日常の火災予防活動等において必要な火元責任者を中心とした火気管理組織、消防用設備等及び防火・避難施設の点検体制、従業員に対する定期的な防災教育体制等

(ウ) 防火管理業務の一部を警備業者等外部の者に委託する場合における消防計画の内容

エ 自己の防火対象物にあった消防計画を防火管理者自らが作成し、その計画に基づいた防火管理を実施することの重要性

1 防火管理の意義及び制度（1時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 過去の火災事例から学ぶ防火管理の教訓に関すること
- 複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制に関すること

(1) 過去の火災事例から学ぶ防火管理の教訓

ア 目標

過去の火災事例に基づき防火管理の重要性を認識させるとともに、防火管理者の責務を明確にする。

イ 重点事項及び説明内容

(ア) 管理権原者及び防火管理者の責務について、以下の項目を説明する。

- a 防火管理者として行うべき防火管理業務（消防計画の作成、訓練の実施義務）
- b 防火管理業務実施時において、必要に応じ管理権原者に指示を求めると及び火元責任者その他の防火管理業務従業者に対し指示を与えることの義務
- c 管理権原者に求められる防火管理責任
 - (a) 防火管理者の選任及び防火管理者を介する防火管理業務の実施義務
 - (b) 消防用設備等の設置維持義務及び防災物品の使用義務
 - (c) 統括防火管理制度の概要と選任義務
 - (d) 防火対象物の定期点検結果の報告義務

(イ) 防火管理業務の実施に際し重要な届出書類等について、以下の項目を説明する。

- a 管理権原者が届け出る必要のあるもの
 - (a) 防火管理者選任（解任）届出
 - (b) 統括防火管理者選任（解任）届出
- b 防火管理者又は統括防火管理者が届出等を行う必要のあるもの
 - (a) 防火管理に係る消防計画の届出
 - (b) 全体についての消防計画の届出
 - (c) 消火訓練及び避難訓練実施時の消防機関への通報

(2) 複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制

ア 目標

過去の火災事例に基づき、複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制の必要性を考えさせるとともに統括防火管理の重要性を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

過去の複数管理権原防火対象物の火災事例を挙げ、異なる管理系統間における連絡・協力体制の必要性及び防火管理上の問題点を理解させる。

2 火気管理（1時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

(1) 火気取扱いの基本的知識及び出火防止対策

ア 目標

火気取扱い（ガス及びガソリン等の危険物品の取扱いを含む。）の基本的な知識及び出火防止対策の重要性並びに火災危険と建物の内装及び収納物との関係を理解させるとともに、各々の防火対象物に即した出火防止の方法を自ら考えることができる能力を養う。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 建物火災の危険性、特に延焼性状、煙の挙動等の基本的知識を理解させる。
- (イ) 建物火災の主な出火原因について事例を挙げて問題点を指摘し、火気取扱い（ガス及びガソリン等の危険物品の取扱いを含む。）の基本的事項を含め、その対策を説明する。なお、建物火災の主な出火原因については、全国上位にあるもののほか、各市町村又は都道府県における出火原因の上位についても併せて説明することが望ましい。
- (ウ) 建物の出火及び拡大危険と建物の内装及び収納物との関係について、主に以下の項目を説明する。
 - a 不燃性等の材料、防炎性の物品
 - b ガソリン・灯油等の危険物品
- (エ) 火元責任者の指定、出火危険箇所の見回り、チェックリストの作成等組織的な出火防止体制の確立の必要性について、具体的な事例を挙げて説明する。
- (オ) 喫煙管理条例等で定める火の使用に関する制限について説明する。
- (カ) 地震時の出火防止の重要性及び地震によって発生する主な火災の原因とその対策について説明する。

(2) 工事中の防火管理対策

ア 目標

過去の工事中の火災事例に基づき、工事中の防火管理対策の重要性を理解させるとともに、工事中の通報、連絡及び避難体制並びに工事により使用できなくなる消防用設備等及び防火・避難施設の機能を補う対策の必要性を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 過去の工事中の災害事例に基づき、工事中の防火対象物等を使用する際、火災危険性が増大することを理解させる。特に、工事に伴い消防用設備等及び防火・避難施設の一部機能停止等があるため、出火及び延焼拡大の危険性が増大すること並びに工事関係者の立ち入りにより一元化された管理体制でなくなることを中心に説明する。
- (イ) 工事部分に持ち込まれる塗料や接着剤等の危険物品の種類及び特性並びにその保安対策について理解させる。また、市町村条例で定める指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準について説明する。

- (ウ) 工事中の防火対象物等における火災危険性に対応した防火管理対策を理解させ、消防計画に集成すべきことを説明する。

3 施設及び設備の維持管理（1時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 消防用設備等及び防火・避難施設の概要及び点検の必要性に関すること
- 点検体制の確立の必要性に関すること
- 日常点検の要点に関すること

(1) 消防用設備等及び防火・避難施設の概要及び点検の必要性

ア 目標

消防法に規定する消防用設備等及び建築基準法に規定する防火・避難施設を合わせ、防火対象物に設置されている主要な消防用設備等及び防火・避難施設の種類及び役割並びに過去の火災事例に基づく消防用設備等及び防火・避難施設の点検の必要性を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 消防用設備等及び防火・避難施設の種類と役割について説明し、その設置目的を理解させる。
- (イ) 主な消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理の不備により、大きな被害を出した過去の火災事例を挙げ、その問題点を整理するとともに、点検の必要性を理解させる。

(2) 点検体制の確立の必要性

ア 目標

消防用設備等及び防火・避難施設の点検のあり方について説明し、組織的な点検体制の確立の必要性を理解させるとともに、消防用設備等の点検報告制度の概要を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 消防用設備等及び防火・避難施設の機能を正常に維持するためには、日頃からその機能について点検を行うとともに、定期的な所定の点検を行う必要があり、そのための体制の確立の必要性があることを理解させる。
- (イ) 防火対象物の用途、規模等に応じた点検体制のあり方について説明する。
- (ウ) 消防法に規定する消防用設備等の点検報告制度について、その概要を説明する。

(3) 日常点検の要点

ア 目標

主要な消防用設備等及び防火・避難施設等の種類に応じ、日常の機能保持に必要な自主点検時の要点を説明する。

イ 重点事項及び説明内容

点検時の要点について、具体的な例を挙げて説明する。その際、消防用設備等及び防火・避難施設の種類によっては、訓練を兼ねて点検を行うことが効果的で

あることを説明する。

(ア) 警報設備

自動火災報知設備等について説明する。

(イ) 消火設備

消火器等について説明する。

(ウ) 避難設備

緩降機、誘導灯等について説明する。

(エ) 防火施設

主として防火区画、防火戸及び防火シャッターについて説明し、特に防火戸等の閉鎖障害の排除の必要性について説明する。

(オ) 避難施設

主として階段、廊下及び通路について説明し、特に物品放置、施錠等による避難障害の排除の必要性について説明する。

4 防火管理に係る訓練及び教育（1時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

○ 緊急時に対応する訓練のあり方に関すること

○ 従業員教育の内容及び実施方法に関すること

(1) 緊急時に対応する訓練のあり方

ア 目標

緊急時の対応を理解させ、実技又は映像等を通して具体的かつ効果的な訓練の方法を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

(ア) 通報訓練

a 火災発生時における迅速かつ的確な通報の重要性について、過去の火災事例、火災通報の録音データ等を活用して説明する。

b 加入電話及び携帯電話による通報の要領を説明し、可能であれば通報訓練を体験させる。

ただし、オンライン型の場合は、体験を除くが可能であれば実技映像を講義映像に追加すること。

(イ) 消火訓練

映像等を活用して各種消火器の取扱要領の説明を行い、可能であれば消火訓練を体験させる。

ただし、オンライン型の場合は、体験を除くが可能であれば実技映像を講義映像に追加すること。

(2) 従業員教育の必要性、内容及び実施方法

ア 目標

過去の火災事例に基づき、従業員に対する防火管理教育の必要性及び従業員に教育すべき重要事項を理解させ、模範的な教育の事例を示すことにより従業員教

育のあり方を考えさせる。

イ 重点事項及び説明内容

従業員の日常における行動の中で特に留意すべき危険な行為（物品の放置等による防火戸の閉鎖障害及び通路、階段への可燃性物品、避難障害物品の放置等）の具体例を挙げ、従業員に教育する重要事項を理解させる。

5 防火管理に係る消防計画（1時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

○ 防火管理に係る消防計画の作成に関すること

(1) 目標

過去の火災事例に基づき建物火災の発生要因及び延焼拡大性状を勘案した緊急時の対応のあり方を考えさせるとともに、消防計画の作成能力を養う。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 過去の火災事例を基に自己の建物に潜在する火災危険性を認識させ、緊急時に対応するための必要な対策を立てることの重要性を理解させるとともに、日常の火災予防活動等の方法と併せて、消防計画として作成することの必要性を理解させる。

イ 緊急時に対応可能な消防計画の作成及びその訓練を通じた実効性の確保は、防火管理者の行うべき業務の基幹をなすものであることを理解させる。

ウ 消防計画に必要とされる基本的な事項について、具体的に説明する。

(ア) 緊急時に対応するための自衛消防活動の内容、活動内容に対応した自衛消防組織の編成及びそれらを踏まえた訓練の実施等

(イ) 日常の火災予防活動等において必要な火元責任者を中心とした火気管理組織、消防用設備等及び防火・避難施設の点検体制、従業員に対する定期的な防災教育体制等

6 その他

乙種防火管理講習については、甲種防火管理新規講習の一部と乙種防火管理講習の内容を共通のものとし、甲種防火管理新規講習の1日目と乙種防火管理講習を兼ねることを可能としている。

よって、乙種防火管理講習を実施していない講習機関については、両講習を同時に実施するなど、必要に応じて乙種防火管理講習の受講希望者に対する便宜を図るよう努めること。

【参考】

▲執務資料の送付について

(平成16年11月1日付け消防安第207号)

別添1 防火管理に関する執務資料

I 防火管理講習関係

問1 甲種防火管理新規講習の1日目を受講した後、2日目を欠席した者は、乙種防火管理講習の課程を修了した者と解して差し支えないか。

答 当該甲種防火管理新規講習の1日目が乙種防火管理講習を兼ねている場合にあっては、お見込みのとおり。

1 おおむね過去5年間における防火管理に関する法令の改正の概要に関すること（1時間）

(1) 目標

おおむね過去5年間に改正された防火管理に関する消防法令等の概要及び当該改正事項と防火管理との関係について理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

おおむね過去5年間に改正された消防法令等の改正内容及び経緯を説明するとともに、当該改正に伴う防火管理業務の要点について説明する。

2 火災事例等の研究に関すること（1時間）

(1) 目標

最近の火災事例に基づき、防火管理業務の基本的事項（出火防止、消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理、訓練、従業員等関係者への教育等）の重要性を再認識させる。

(2) 重点事項及び説明内容

ア おおむね過去5年間に発生した火災事例を紹介し、当該事例を踏まえた防火管理上の教訓について説明する。

イ 上記教訓から自己の防火対象物に潜在する火災危険性を認識させ、必要な対策を講じること及び日常の火災予防活動等が重要であることを説明する。また、最近の違反処理事例を説明し、消防法令違反の罰則について理解させる。

【参考】

▲消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う甲種防火管理再講習等に係る運用について（平成15年6月24日消防安第101号）

2 再講習事項の具体的内容

(3) 火災事例等の研究に関すること

最近の火災事例等に基づき、防火管理業務の基本的事項（出火防止、防災設備の維持管理、訓練、従業員等の関係者への教育等）の重要性を再認識させる。

3 その他

(1) 講習機関は、以下の事項を甲種防火管理者に再認識させること。

ア 最近の防火対象物の使用形態、管理形態、設備の設置状況等に対応した防火管理業務の特徴

イ アを踏まえた火元責任者その他の防火管理業務従事者への指示及び管理権原者への対応

ウ アを踏まえた訓練等の防火管理業務の具体的実施方法

(2) 講習機関が地域の実情に応じ必要であると認めた場合は、地震対策等必要な事項

を追加しても差し支えないこと。

- (3) 甲種防火管理再講習における各講習事項の講習時間については、本ガイドラインで定めた講習時間を参考に講習機関における講習実施経緯等を踏まえ柔軟に対応すること。

【参考】

▲消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う甲種防火管理再講習等に係る運用について
(平成15年6月24日消防安第101号)

2 再講習事項の具体的内容

(1) 防火管理上留意すべきこと

令第3条の2に定められた防火管理者の責務を的確に果たすため、次の内容について理解させる。

- ① 最近の防火対象物の使用形態、管理形態、設備の設置状況等に対応した防火管理業務の特徴
- ② ①を踏まえた火元責任者その他の防火管理業務従事者への指示及び管理権原者への対応
- ③ ①を踏まえた訓練等の防火管理業務の具体的実施方法

1 防火管理及び防災管理の意義及び制度（3時間）

防火管理制度及び防災管理制度の概要並びにその意義、火災及び地震災害の現象についての一般知識、建築物の防災計画の意義及びその基本的考え方等についての講義を行う。

2 自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任（3時間）

自衛消防組織の役割と重要性、統括管理者及び中核となる自衛消防組織の要員（統括管理者の直近下位の内部組織で規則第4条の2の11各号に掲げる業務を分掌するものを統括する者をいう。以下「班長」という。）の果たすべき責務、防災センター等の役割及び指揮命令方法、自衛消防組織の構成員への教育訓練方法等についての講義を行う。

3 防災設備等に関する知識（1時間）

個々の消防用設備等、防火・避難施設その他の活動用資機材の概要及びその取扱い方法についての講義を行う。

4 防災設備等の取扱い並びに自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練（5時間）

- (1) 個々の消防用設備等、防火・避難施設その他の活動用資機材について、実際の設備、施設及び資機材を利用した実習訓練を行う。
- (2) 火災・地震等の発生時において、自衛消防組織の統括管理者及び要員が防災センター及び災害発生現場においてどのように対応すべきかについて、火災・地震等の発生から初期対応、避難誘導及び消防隊の到着に至るまでの経過を想定し、指揮本部である防災センター等を活用した総合訓練を行う。

5 効果測定（1時間）

講習終了後、受講者が講習の内容を理解し自衛消防組織の要員として必要な知識及び技能を十分に修得したかどうかを把握するため、効果測定を行う。

なお、効果測定の結果又は講習内容についての理解が十分でないと判断される者に対しては、再度必要な講習科目を受講させる等の措置を講ずる。

1 防火管理、防災管理及び消防用設備等に関する制度改正の概要（1時間）

過去5年間に改正された防火管理及び防災管理に関する消防法令等の概要並びに当該改正事項と防火管理及び防災管理との関係についての講義を行う。

2 災害事例研究（1時間）

最近の火災事例及び災害事例に基づき、防火管理及び防災管理業務の基本的事項（被害発生防止及び拡大防止、設備等の維持管理、訓練及び従業員等関係者への防災教育等）の重要性について講義を行う。

3 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練（2時間）

大規模・高層の防火対象物において過去に発生した火災及び地震等の事例を踏まえ、自衛消防組織の統括管理者及び要員が、防災センター等及び災害発生現場においてどのように対応すべきかについて総合訓練を行う。

4 効果測定（1時間）

講習終了後、受講者が講習の内容を理解したかどうかを確認するため、効果測定を行う。なお、効果測定の結果、講習内容についての理解が十分でないと判断される者に対しては、再度必要な講習科目を受講させる等の措置を講ずるものとする。

1 防災管理の意義及び制度（1時間30分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 過去の災害事例から学ぶ防災管理の教訓に関すること
- 複数管理権原防災管理対象物における連絡及び協力体制に関すること

(1) 過去の災害事例から学ぶ防災訓練の教訓

ア 目標

過去の災害事例に基づき、防災管理業務の基本的事項（防災管理上必要な資機材等の整備、訓練及び従業員等関係者への防災教育）を導き出し、防災管理の重要性及び要点を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

社会的に注目された過去の災害事例を挙げ、その概要を説明するとともに、防災管理業務の必要性を説明する。

(ア) 防災管理者として行うべき防災管理業務について、防災管理に係る消防計画の作成、訓練の実施義務、地震等の被害の発生防止対策、防災管理上必要な資機材等の整備等の基本的事項を中心に説明する。

(イ) 防災管理業務実施時において、必要に応じ管理権原者に指示を求めること及び防災管理業務従業者に対し指示を与えることの義務について説明する。

(ロ) 管理権原者に求められる防災管理責任について、以下の項目を中心に説明する。

- a 防災管理者の選任及び防災管理者を介する防災管理業務の実施義務
- b 統括防災管理制度の概要と選任義務
- c 防災管理定期点検結果の報告義務

(ハ) 防災管理業務の実施に際し、重要な届出書類等について説明する。

- a 管理権原者が届け出る必要のあるもの
 - (a) 防災管理者選任（解任）届出
 - (b) 統括防災管理選任（解任）届出
- b 防災管理者又は統括防災管理者が届出等を行う必要のあるもの
 - (a) 防災管理に係る消防計画の届出
 - (b) 全体についての消防計画の届出
 - (c) 避難訓練実施時の消防機関への通報

(ニ) 消防法令に違反した場合の罰則について

(2) 複数管理権原防災管理対象物における連絡及び協力体制

ア 目標

複数管理権原防災管理対象物における連絡及び協力体制の必要性を考えさせるとともに統括防災管理の重要性を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 複数管理権原防災管理対象物の問題点を挙げ、単一管理権原防災管理対象物とは異なる防災管理上の問題点があることを説明する。
- (イ) 異なる管理系統間における連絡及び協力体制の必要性並びに全体で行う避難訓練の重要性を理解させる。
- (ウ) 消防法に定める統括防災管理制度の内容を説明する。
- (エ) 大規模・高層の防災管理対象物において、防災センターを中心とした管理体制や、自衛消防活動体制について説明する。
また、全体の消防計画の作成上の留意事項についても説明する。

2 施設及び設備の維持管理並びに防災管理に係る消防計画（1時間30分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

(1) 防災管理上必要な構造及び設備の維持管理

ア 目標

防災管理上必要な構造及び設備の維持管理について説明するとともに、各々の防災管理対象物に即した地震等の災害における被害軽減対策の方法を自ら考えることができる能力を養う。

イ 重点事項及び説明内容

建築物の耐震診断、防災管理上必要な構造、家具等の転倒防止措置等について説明し、その実施及び維持管理体制について理解させる。

(2) 日常点検の要点

ア 目標

防災管理上必要な構造及び設備等について、日常の自主点検時の要点を説明する。

イ 重点事項及び説明内容

日常の自主点検時の要点について、以下のとおり具体的な例を挙げて説明する。

- (ア) 設備、家具等の固定措置について説明する。
- (イ) 装飾物、ガラス等の落下破損防止措置について説明する。
- (ウ) 避難施設、主として階段、廊下及び通路について説明し、特に物品放置、施錠等による避難障害の排除の必要性について説明する。

(3) 防災管理に係る消防計画の作成

ア 目標

地震等の災害の被害の想定に基づき、建物の危険要因を勘案した緊急時の対応のあり方を考えさせるとともに、消防計画の作成能力を養う。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 地震等の発生時における建築物又は在館者の被害を想定し、緊急時に対応するための必要な対策を理解させる。
- (イ) 消防計画に必要とされる基本的な事項について、以下のとおり具体的に説明する。
 - a 緊急時に対応するための自衛消防活動の内容及び活動内容に対応した自

- 衛消防組織の編成並びにそれらを踏まえた訓練の実施等
- b 家具等の移動・転倒防止対策の実施及びその点検体制、従業員に対する定期的な防災教育体制等
 - c 防災管理業務の一部を警備業者等外部の者に委託する場合における消防計画の内容

3 防災管理に係る訓練及び教育（1時間30分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 緊急時に対応する訓練のあり方に関する事
- 自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びあり方に関する事
- 従業員教育の内容及び実施方法に関する事

(1) 緊急時に対応する訓練のあり方

ア 目標

避難等に必要な対応を理解させ、具体的かつ効果的な訓練の方法を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 映像等を活用して地震等の災害時の避難誘導や救出救護活動の要領の説明を行い、可能であれば実技を体験（オンライン型は除く。）させる。
- (イ) 訓練を定期的に行い、その結果を踏まえた消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく消防計画の見直しの必要性を理解させる。

(2) 自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びあり方

ア 目標

地震等の災害時の自衛消防組織及び防災センター等の役割を把握させ、その活動内容を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

地震等の災害時の避難誘導、救出救護等について活動の内容について具体的に説明する。

なお、必要に応じ、防災センター等の意義及び役割について説明する。

(3) 従業員教育の内容及び実施方法

ア 目標

従業員に教育すべき重要事項を理解させ、模範的な教育の事例を示すことにより従業員教育のあり方を考えさせる。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 従業員の日常における行動の中で特に留意すべき危険な行為（不用意な物品等の高所積み上げ、通路、階段への避難障害物品の放置等）の具体例を挙げ、従業員に教育する重要事項を理解させる。
- (イ) 従業員教育が適切に行われている模範的な教育事例を挙げ、従業員教育のあり方を説明する。

1 おおむね過去5年間における防災管理に関する法令の改正の概要に関すること（1時間）

(1) 目標

おおむね過去5年間に改正された防災管理に関する消防法令等の概要及び当該改正事項と防災管理との関係について理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

おおむね過去5年間に改正された消防法令等の改正内容及び経緯を説明するとともに、当該改正に伴う防災管理業務の要点について説明する。

2 災害事例等の研究に関すること（1時間）

(1) 目標

最近の火災以外の災害事例に基づき、防災管理業務の基本的事項（被害発生及び拡大防止、設備等の維持管理、訓練並びに従業員等関係者への教育等）の重要性を再認識させる。

(2) 重点事項及び説明内容

ア おおむね過去5年間に発生した火災以外の災害事例を紹介し、当該事例を踏まえた防災管理上の教訓について説明する。

イ 上記教訓から自己の防火対象物に潜在する危険性を認識させ、必要な対策を講じること及び日常の被害予防活動等が重要であることを説明する。

3 その他

防災管理再講習における各講習事項の講習時間については、本ガイドラインで定めた講習時間を参考に、講習機関における講習実施経緯等を踏まえ柔軟に対応すること。

1 防火管理及び防災管理の意義及び制度（2時間30分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 過去の火災事例及び災害事例から学ぶ防火管理及び防災管理の教訓に関するこ
と
- 複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制に関すること

(1) 過去の火災事例及び災害事例から学ぶ防火管理及び防災管理の教訓

ア 目標

過去の火災事例及び災害事例に基づき、防火管理業務及び防災管理業務の基本的事項（出火防止等の被害発生防止対策、地震等の被害の発生防止対策、消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理、防災上必要な資機材等の整備、訓練及び従業員等関係者への防災教育）を導き出し、防火管理及び防災管理の重要性及び要点を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

(7) 社会的に注目された過去の災害事例を挙げて概要を説明し、その防火管理上又は防災管理上の問題点について理解させる。

(イ) 管理権原者、防火管理者及び防災管理者の責務として、以下の項目を説明する。

a 防火管理者及び防災管理者として行うべき防火管理及び防災管理業務（消防計画の作成、消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理、訓練の実施義務並びに従業員等関係者への教育）

b 防火管理及び防災管理業務実施時において、必要に応じ管理権原者に指示を求めること並びに火元責任者その他の防火管理業務従業者及び防災管理業務従事者に対し指示を与えることの義務

c 管理権原者に求められる防火管理及び防災管理責任

(a) 防火管理者及び防災管理者の選任並びに防火管理者及び防災管理者を介する防火管理及び防災管理業務の実施義務

(b) 消防用設備等の設置維持義務及び防災物品の使用義務

(c) 統括防火管理及び統括防災管理実施義務

(d) 防火対象物の定期点検結果の報告義務

(e) 防災管理定期点検結果の報告義務

(ウ) 防火管理及び防災管理業務の実施に際し、重要な届出書類等について説明する。

a 管理権原者が届け出る必要のあるもの

(a) 防火管理者及び防災管理者の選任（解任）届出

(b) 統括防火管理者及び統括防災管理者の選任（解任）届出

(c) 自衛消防組織の設置届出

- b 防火管理者及び防災管理者が届出等を行う必要のあるもの
 - (a) 消防計画の届出
 - (b) 全体についての消防計画の届出
 - (c) 消火訓練及び避難訓練等実施時の消防機関への通報
- (e) 過去の火災事例に基づき、管理権原者並びに防火管理者及び防災管理者の社会的な責任について説明する。また、消防法令に違反した場合の罰則について説明する。

(2) 複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制

ア 目標

過去の火災事例及び災害事例に基づき、複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制の必要性を考えさせるとともに統括防火管理及び統括防災管理の重要性を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

過去の複数管理権原防火対象物の火災事例及び災害事例を挙げ、異なる管理系統間における連絡及び協力体制の必要性及び全体で行う避難等の訓練の重要性を理解させる。

2 火気管理（2時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 火気取扱いの基本的知識及び出火防止対策に関すること
- 工事中の防火管理対策に関すること

(1) 火気取扱いの基本的知識及び出火防止対策

ア 目標

火気取扱い（ガス及びガソリン等の危険物品の取扱いを含む。）の基本的な知識及び出火防止対策の重要性並びに火災危険と建物の内装及び収納物との関係を理解させるとともに、各々の防火対象物に即した出火防止の方法を自ら考えることができる能力を養う。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 建物火災の危険性、特に延焼性状、煙の挙動等の基本的知識を理解させる。
- (イ) 建物火災の主な出火原因について、事例を挙げて問題点を指摘し、火気取扱い（ガス及びガソリン等の危険物品の取扱いを含む。）の基本的事項を含め、その対策を説明する。なお、建物火災の主な出火原因については、全国上位にあるもののほか、各市町村又は都道府県における出火原因の上位についても併せて説明することが望ましい。
- (ウ) 建物の出火及び拡大危険と建物の内装及び収納物との関係について、主に以下の項目を説明する。
 - a 不燃性等の材料及び防災性の物品
 - b ガソリン・灯油等の危険物品
- (エ) 火元責任者の指定、出火危険箇所の見回り、チェックリストの作成等組織的

な出火防止体制の確立の必要性について、具体的な事例を挙げて説明する。

(オ) 喫煙管理条例等で定める火の使用に関する制限について説明する。

(カ) 地震時の出火防止の重要性及び地震によって発生する主な火災の原因とその対策について説明する。

(2) 工事中の防火管理対策

ア 目標

過去の工事中の火災事例に基づき、工事中の防火管理対策の重要性を理解させるとともに、工事中の通報、連絡及び避難体制並びに工事により使用できなくなる消防用設備等及び防火・避難施設の機能を補う対策の必要性を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

(ア) 過去の工事中の火災事例に基づき、工事中の防火対象物を使用する際、火災危険性が増大することを理解させる。特に、工事に伴う消防用設備等及び防火・避難施設の一部機能停止等があるため、出火及び延焼拡大の危険性が増大すること及び工事関係者の立ち入りにより一元化された管理体制でなくなることを中心に説明する。

(イ) 工事部分に持ち込まれる塗料や接着剤等の危険物品の種類と特性、保安対策について理解させる。また、市町村条例で定める指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準について説明する。

(ウ) 工事中の対象物における火災危険性に対応した防火管理対策を理解させ、それを消防計画に集成すべきことを説明する。

3 施設及び設備の維持管理（2時間 30分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 消防用設備等及び防火・避難施設の概要並びに点検の必要性に関すること
- 防災管理上必要な構造及び設備の維持管理の重要性に関すること
- 点検体制の確立の必要性に関すること
- 日常点検の要点に関すること

(1) 消防用設備等及び防火・避難施設の概要並びに点検の必要性

ア 目標

消防法に規定する消防用設備等及び建築基準法に規定する防火・避難施設を合わせ、防火対象物に設置されている主要な消防用設備等及び防火・避難施設の種類及び役割を理解させるとともに、過去の火災事例に基づき消防用設備等及び防火・避難施設の点検の必要性を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

(ア) 消防用設備等及び防火・避難施設の種類と役割について説明し、その設置目的を理解させる。

(イ) 主な消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理の不備により、大きな被害を出した過去の火災事例を挙げ、その問題点を整理するとともに、点検の必要性を理解させる。

(2) 防災管理上必要な構造及び設備の維持管理の重要性

ア 目標

建築物及び設備の安全性の確認や家具等の移動、転倒防止措置等の防災管理上必要な構造及び設備の維持管理の重要性を理解させるとともに、各々の防火対象物に即した地震等災害の被害の軽減対策の方法を自ら考えることができる能力を養う。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 過去の災害事例に基づき、建築物及び設備の安全性の確保や家具等の移動・転倒防止が地震被害の軽減のために発生のおおきな原因であることを理解させる。
- (イ) 建築物の耐震診断や家具等の移動及び転倒防止手法について理解させ、その実施・維持管理体制の重要性を理解させる。

(3) 点検体制の確立の必要性

ア 目標

消防用設備等及び防火・避難施設の点検のあり方について説明し、組織的な点検体制の確立の必要性を理解させるとともに、消防用設備等の点検報告制度についてその概要を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

- (ア) 消防用設備等及び防火・避難施設の機能を正常に維持するためには、日頃からその機能について点検を行うとともに、定期的な所定の点検を行う必要があること及びそのための体制の確立の必要性があることを理解させる。
- (イ) 防火対象物の用途、規模等に応じた点検体制のあり方について説明する。
- (ウ) 消防法に規定する消防用設備等の点検報告制度の概要について説明する。

(4) 日常点検の要点

ア 目標

主要な消防用設備等及び防火・避難施設等並びに防災管理上必要な構造及び設備等の種類に応じ、日常の機能保持等に必要な自主点検時の要点を説明する。

イ 重点事項及び説明内容

点検時の要点について、具体的な例を挙げて説明する。その際、消防用設備等及び防火・避難施設の種類によっては、訓練を兼ねて点検を行うことが効果的であることを説明する。

(ア) 警報設備

主として自動火災報知設備及び放送設備について説明する。

(イ) 消火設備

主として消火器、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備について説明する。

(ウ) 避難設備

主として救助袋、緩降機及び誘導灯について説明する。

(エ) 防火施設

主として防火区画、防火戸及び防火シャッターについて説明し、特に防火戸等の閉鎖障害の排除の必要性について説明する。

- (オ) 設備、家具等の固定措置について説明する。
- (カ) 装飾物・ガラス等の落下破損防止措置について説明する。
- (キ) 避難施設
主として階段、廊下及び通路について説明し、特に物品放置、施錠等による避難障害の排除の必要性について説明する。

4 防火管理及び防災管理に係る訓練及び教育（2時間30分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 緊急時に対応する訓練のあり方に関すること
- 自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びそのあり方に関すること
- 消防用設備等及び防火・避難施設の操作要領に関すること
- 従業員教育の内容及び実施方法に関すること

(1) 緊急時に対応する訓練のあり方

ア 目標

緊急時の対応を理解させ、実技又は映像等を通して具体的かつ効果的な訓練の方法を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

(ア) 通報訓練

a 火災発生時における迅速かつ的確な通報の重要性について、過去の火災事例、火災通報の録音データ等を活用して説明する。

b 加入電話及び携帯電話による通報の要領を説明し、可能であれば通報訓練を体験させる。

ただし、オンライン型の場合は、体験を除くが可能であれば実技映像を講義映像に追加すること。

(イ) 消火訓練

映像等を活用して各種消火器の取扱要領の説明を行い、可能であれば消火訓練を体験させる。

ただし、オンライン型の場合は、体験を除くが可能であれば実技映像を講義映像に追加すること。

(ウ) 避難訓練その他防災管理のために必要な訓練映像等を活用して、地震等の災害時の避難誘導や救出救護活動の要領の説明を行い、可能であれば実技を体験（オンライン型は除く。）させる。

(2) 自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びそのあり方

ア 目標

自衛消防組織のあり方を理解させるとともに、防災センターの役割を把握させ、その活動内容を理解させる。

イ 重点事項及び説明内容

(ア) 自衛消防組織の編成方法について、具体例を挙げて説明する。

(イ) 自衛消防活動の内容について、事例を挙げて具体的に説明する。

なお、必要に応じ、防災センター等の意義及び役割についても説明する。
(ウ) 具体的な自衛消防訓練の例に触れながら、防火対象物の特性に応じた実戦的、効果的な訓練方法を自主的に計画し、実施できるような能力を養う。

(3) 消防用設備等及び防火・避難施設の操作要領

ア 目標

消防用設備等及び防火・避難施設の操作要領について、実技又は映像等を通して修得させる。

イ 重点事項及び説明内容

映像等を活用して主要な消防用設備等の操作要領の説明を行い、可能であれば訓練用設備を用いて操作を体験（オンライン型は除く。）させる。

(4) 従業員教育の内容及び実施方法

ア 目標

従業員に教育すべき重要事項を理解させ、模範的な教育の事例を示すことにより従業員教育のあり方を考えさせる。

イ 重点事項及び説明内容

(ア) 従業員の日常における行動の中で特に留意すべき危険な行為（物品の放置等による防火戸の閉鎖障害、不用意な物品等の高所積み上げ並びに通路及び階段への可燃性物品、避難障害物品の放置等）の具体例を挙げ、従業員に教育する重要事項を理解させる。

(イ) 従業員教育が適切に行われている模範的な教育事例を挙げ、従業員教育のあり方を説明する。

5 防火管理及び防災管理に係る消防計画（2時間30分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

○ 防火管理及び防災管理に係る消防計画の作成に関すること

(1) 目標

地震等の災害の被害の想定や過去の火災事例に基づき、建物の危険要因、建物火災の発生要因及び延焼拡大性状を勘案した緊急時の対応のあり方を考えさせるとともに、消防計画の作成能力を養う。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 地震発生時における建築物及び在館者の被害を想定し、また、過去の火災事例を基に自己の建物に潜在する火災危険性を認識させ、緊急時に対応するための必要な対策を立てることの重要性を理解させるとともに、日常の火災予防活動等の方法と併せ、消防計画として作成することの必要性を理解させる。

イ 緊急時に対応可能な消防計画の作成及びその訓練を通じた実効性の確保は、防火管理者の行うべき業務の基幹をなすものであることを理解させる。

ウ 消防計画に必要とされる基本的な事項について、具体的に説明する。

(ア) 緊急時に対応するための自衛消防活動の内容、活動内容に対応した自衛消防組織の編成及びそれらを踏まえた訓練の実施等

- (イ) 日常の火災予防活動等において必要な火元責任者を中心とした火気管理組織、防災設備の点検体制、家具等の移動及び転倒防止対策の実施及び点検体制、従業員に対する定期的な防災教育体制等
 - (ウ) 防火管理及び防災管理業務の一部を警備業者等外部の者に委託する場合の消防計画の内容
- エ 自己の防火対象物にあった消防計画を防火管理者自らが作成し、その計画に基づいた防火管理を実施することの重要性を理解させる。

1 おおむね過去5年間における防火管理及び防災管理に関する法令の改正の概要に関すること（1時間30分）

(1) 目標

おおむね過去5年間に改正された防火管理及び防災管理に関する消防法令等の概要並びに当該改正事項と防火管理及び防災管理との関係について理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

おおむね過去5年間に改正された消防法令等の改正内容を説明するとともに、当該改正に伴う防火管理及び防災管理業務の要点について説明する。

2 災害事例等の研究に関すること（1時間30分）

(1) 目標

最近の火災事例及び火災以外の災害事例に基づき、防火管理及び防災管理業務の基本的事項（被害発生及び拡大防止、設備等の維持管理、訓練、従業員等関係者への教育等）の重要性を再認識させる。

(2) 重点事項及び説明内容

ア おおむね過去5年間に発生した火災事例及び火災以外の災害事例を紹介し、当該事例を踏まえた防火管理及び防災管理上の教訓について説明する。

イ 上記教訓から自己の防火対象物に潜在する危険性を認識させ、必要な対策を講じることと、日常の火災予防活動、被害予防活動等が重要であることを説明する。また、最近の違反処理事例を説明し、消防法令違反の罰則について理解させる。

3 その他

併催再講習における各講習事項の講習時間については、本ガイドラインで定めた講習時間を参考に、講習機関における講習実施経緯等を踏まえ柔軟に対応すること。



防火・防災管理に関する講習のガイドライン

令和4年8月 作成

総務省消防庁予防課

デジタル原則に照らした 規制の一括見直しプラン

デジタル臨時行政調査会

令和4年6月3日

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン

1. 背景

近年の日本の実質GDPや所得は、欧米諸国と比べ伸びが緩やかであり、その原因の一つがデジタル化の遅れにあるとの指摘がある。我が国では、現在まで、デジタル技術を導入するための投資が行われ、その結果、デジタル関連産業は伸張したものの、デジタル技術を使用するユーザー側の各産業では、その活用が諸外国に比して遅れていると言われている。この背景にあるのが、法令をはじめとする我が国の社会制度やルールに、アナログ的手法を前提とした「アナログ規制」の存在であり、アナログ規制が広く社会に浸透していることが、「デジタル化」を阻害し、デジタル技術の活用を阻んでいるという点である。

我が国では、少子高齢化が進む中で、今後、あらゆる産業・現場において人手不足が進むことが予想されている。この点、デジタル技術を活用することで、個々の業務に必要な時間を短縮できれば生産性は大きく上昇し、また、人が行っていた業務をデジタル技術が代替できれば人手不足への解決策となるなど、大きな効果が見込まれる。日本社会が抱える課題を解決していくためには、あらゆる分野でデジタル化を推進していくことが不可欠であると言える。

デジタル化を真の意味で達成し、社会全体を豊かにしていくためには、日本社会全体の仕様をモデルチェンジする必要がある。日本社会の構造を大胆に改革していくために、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要である。こうした観点から、令和3年11月に「デジタル臨時行政調査会」（以下「調査会」という。）が設置された。

同年12月、調査会では、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定し、当該原則に適合したデジタル社会の実現を目指して、各府省庁とも連携し、構造改革に取り組んでいく。

2. 見直しの基本的な考え方と取組方針

（1）構造改革のためのデジタル原則

調査会では、「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現し、デジタル改革、行政改革、規制改革の全てに通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」を、共通の指針として令和3年12月に策定した。

① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでの

デジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

② アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）

一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づく EBPM を徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

③ 官民連携原則（GtoBtoC モデル）

公共サービスを提供する際に民間企業の UI・UX を活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

④ 相互運用性確保原則

官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。

⑤ 共通基盤利用原則

ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

<構造改革のためのデジタル原則>

第7層 新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
アーキテクチャ	構造改革のためのデジタル原則
第6層 業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス) 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル) 公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるように、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ	

<デジタル原則の点検の方向性>

デジタル技術の更なる進展も見据えた点検の方向性

①デジタル完結・自動化原則	①-1 紙の介在(書面、原本等)を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること ①-2 人の介在(対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等)を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること ①-3 ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること
②アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	②-1 一律の様式、手法や基準(定期点検・検査等)を撤廃し、求める性能のみ規定することで、リアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること ②-2 資格要件としての学歴、経歴や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること ②-3 AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること ②-4 AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること
③官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	③-1 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること(GtoBtoC) ③-2 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること ③-3 マルチステークホルダーによるガバナンス(第三者認証、監査、共同規制、自主規制等)の導入を拡大すること
④相互運用性確保原則	④-1 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること ④-2 API公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ログインを回避すること ④-3 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコールフットイングを確保すること ④-4 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること
⑤共通基盤利用原則	⑤-1 IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること ⑤-2 目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること ⑤-3 標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること ⑤-4 法令用語・タクソノミー(分類)の統一を図ること

（２）一括見直しプランの位置づけと基本的な方針

本プランは、我が国のデジタル改革、行政改革、規制改革を上記の「構造改革のためのデジタル原則」に沿って計画的かつ効果的に進めるため、以下の事項に関する今後３年間の集中改革期間における政府の取組方針を示すものである。

- ・ アナログ規制の見直し及び規制の見直しアプローチ
- ・ アナログ規制の見直しに向けた取組の展開と応用（地方公共団体への波及やテクノロジー企業の活用）
- ・ 法制事務のデジタル化に向けた取組
- ・ デジタル時代にふさわしい政府への転換

（３）集中改革期間

冒頭で述べたとおり、我が国のデジタル化の遅れは深刻であるが、デジタル原則が策定され、調査会が立ち上がった今こそ、国・地方・民間三者の連携を通じて従来の規制・制度を一気に見直し、デジタル社会の実現に向けた取組を今までにないスピードで進められれば、これまでの遅れを取り戻すことも不可能ではない。こうした考えから、政府が本プランに示した取組を進める「集中改革期間」を、令和４年７月から令和７年６月までの３年間とし、スピード感を持って集中的に取り組む。

（４）改革によって目指す効果

アナログ規制を横断的に見直すことで、様々な改革の効果が期待される。

第１に、徹底的にアナログ規制を見直し、デジタルの力を最大限発揮することで、経済成長に大きく寄与すると考えられる。例えば、中小企業がAIを導入することで、令和７年までに約11兆円の経済効果があるとの推計や、オンライン化等による行政手続コストの20%削減により1.3兆円の経済効果があるという調査結果も出ている。¹このように、調査会が行うアナログ規制の横断的な見直しは、日本の成長戦略の大きな一つの柱になることが期待される。

第２に、デジタル化の推進が、スタートアップ等の勃興や成長産業の創出につながる事が挙げられる。例えば、押印見直しの規制改革を行った結果、新たな成長産業として、クラウド型電子契約サービスの市場規模が２年間で約３倍に成長したとの調査結果がある。²この例のように、デジタル化を推進することで、新たな産業創出等が期待される。

第３に、現場の人手不足の問題を解消し、所得の向上に寄与することが期待さ

¹ 2018年6月、「規制改革推進会議行政手続部会資料」、2020年3月、「経済産業省調査」

² 2020年、2021年、富士キメラ総研調査よりクラウド型電子署名サービス協議会作成

れる。日本の人口は2050年には約1億人と今後30年で2000万人以上の人口が減るといふ推計³がある。既に様々な産業の現場からは人手不足の声が聞かれるところ、今後、生産年齢人口はさらに減少することとなるが、デジタル化はこうした人手不足の解消の大きな解決策である。例えば、今まで人が往訪して行っていた検査について、カメラやドローンにより検査対象を撮影し、AIにより診断できれば、検査にかける人数を大幅に削減でき、生産性も大きく向上する。これにより、現場の人手不足は解消され、結果として1人当たり検査できる件数が増大するため、1人当たりの所得は増加することが見込まれる。また、検査を遠隔で行うことができるようになれば、現場に赴く頻度が減り、移動に係るCO2を減らすことができるなど、脱炭素への取組の効果も見込まれる。このようにデジタル技術の活用は、人手不足で困っている事業者の問題解決や生産性の向上による国民の所得増加に寄与し、国民生活をより豊かにするという効果が期待される。

第4に、行政の在り方の変革につながる。アナログ規制の見直しに際し、行政の内部プロセスをデジタル技術の活用を前提としたものへと転換する（BPR）ことにより、作業や判断の自動化・均質化や、誤りの防止など、業務の負担軽減と質の向上が可能となる。将来的に現場の各種データがリアルタイムで把握可能になれば、EBPMの浸透・定着と相まって、横断的な見直しによらずとも、各府省庁が自律的に、社会課題や技術の変化に応じて機動的で柔軟な見直しを行っていくことも可能となる。また、民間企業の有する様々なデジタル技術の活用を進めることにより、今後、規制だけでなく様々な行政分野において、技術を通じた官民の連携・共創の動きが発展していくことも期待される。

（5）アジャイル型の見直しアプローチ

本プランで示したアナログ規制の横断的な見直しの内容は、例えば下記「3. アナログ規制の見直し」で提案されている類型を一つとっても、デジタル技術の進展によっては類型内容にも変更が生じる可能性があるなど、見直しアプローチも、今後、修正が必要になってくると考えられる。

また、本プランのアナログ規制の横断的な見直しは、初めての試みであり、当初想定していなかった事項や追加で見直す必要がある事項等が明らかになることも考えられる。

特に、デジタル技術の進展、人口減少をはじめとする我が国における社会状況の変化を踏まえて、例えば従来の規制体系における「場所」という概念を大幅に見直す必要が生じる可能性があるなど、規制の体系自体の見直しが必要になる

³ 2017年、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

ことも考えられる。

こうしたことを踏まえ、本プランの内容についても、不断の見直しを行い、必要があれば、調査会での議論を経て、柔軟に改定することとする。

【調査会の取組の3つの特徴】

①「点の改革」のみならず「面の改革」も

これまでの規制改革の取組は、見直しを行うべきと判断された個別の規制を重点的に見直すものであり、対象となる一つ一つの規制の内容を検討し、ピンポイントで見直しを図っていくという、いわば「点の改革」であると言える。

一方、調査会では、規制を類型化し、その類型ごとに、一括的な見直しを行うことに取り組んでおり、規制の見直しを横断的に図っていくという、いわば「面の改革」であると言える。調査会では、従来の規制改革で行われた点の改革を先行事例として横展開することで、この「点の改革」と「面の改革」の双方を両輪として推進していく。

「面の改革」を行うことのメリットは、見直しを大規模に行うことができるという点にある。調査会が点検・見直しを行う対象は、我が国に存在する合計4万にも及ぶ法令、通知、通達等の全体であり、こうした「面の改革」を行うことで、「集中改革期間」の3年間で、アナログ規制を一掃する見直しを行うことが可能と考えている。

②「要望ベースの改革」のみならず「テクノロジーベースの改革」も

これまでの規制改革の取組では、様々な要望を受け、それに応じて個別に見直しを行うことが基本であり、要望に基づき見直しを行うという点で、「要望ベース」であったとすることができる。

今回の調査会の取組は、国民生活の利便性等、要望自体も重視しつつ、「社会全体におけるテクノロジー利活用の促進」という視点にも力点を置き、各種テクノロジーに関する知識に基づき、「既存の制度にどのようなテクノロジーを導入することができるか」という考えから見直しの要否を判断するという点で、「テクノロジーベース」で改革を行っていると言える。

また、こうした「テクノロジーベース」での改革を推進するため、「テクノロジーマップ」の作成についても進めている。テクノロジーマップを見れば、どのような課題をクリアするために、どのような技術が活用できるかが明らかになる。

例えば、スタートアップ企業が有する技術は、知名度が高くないために活用が進まないケースが想定されるが、このテクノロジーマップを整備し、そうした技術についてもマップ上に具体的に位置付けることにより、大企業からスタートアップに至るまでの様々な主体が保有する技術の活用手段が明確化され、導入が促進されると考えている。

このように、調査会による「テクノロジーベース」の改革は、「技術の進展」、さらには「新たな成長産業の創出」に関して、大きな波及効果が期待できる。

③「現状の改革」のみならず「未来の改革」も

これまでの改革の手法は、今ある規制や制度を改革する、いわば「現状の改革」を行うものであった。しかし、先端テクノロジーは日進月歩であり、現在「最先端」と言える技術も数年後には当たり前前の技術になっていることが考えられる。

そこで、調査会では、今回の改革に併せて、デジタル社会に適合した法令を将来においても整備できるような仕組み、言うなれば「未来の改革」が実現できるような仕組みを考えている。

具体的には、各府省庁が新たな法令の整備を検討する際に、いわゆる「デジタル原則」への適合性が図られるよう、デジタル庁が具体的な指針を作成することや、各府省庁が制定・改正しようとしている個別の法令についてデジタル庁が「デジタル原則」に適合しているかを確認するプロセスを導入することを検討している。

こうした「未来の改革」のプロセスを経て、法令が常にその時代のデジタル技術に即したものになるよう、取組を継続していく。

3. アナログ規制の見直し

(1) 法律、政令、省令への対応

調査会事務局（以下「事務局」という。）では、代表的なアナログ規制である目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制（以下「7項目」という。）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される約 5,000 条項の法律、政令及び省令等の規定を洗い出し、点検リストとして一覧化した上で、制度を所管する府省庁へのヒアリング等を行いつつ、一つ一つの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

点検の結果、7項目を規定する法律、政令及び省令の見直しの方針を以下に記載している。なお、今後、各府省庁との調整・確認を通じて、上記約 5,000 条項の条項数について、変動が生じる可能性がある。

<代表的なアナログ規制である7項目>

代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるものうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

i 7項目の見直しの基本的な考え方

（類型・Phaseの導入）

アナログ規制を横断的に見直す際に、規制の趣旨・目的が類似した規制を一塊として捉え、その塊の一つの規制の見直しに、あるデジタル技術が活用できれば、その塊全体に同種のデジタル技術を活用することで、規制全体の見直しが可能と考えられる。そこで、調査会では、7項目それぞれについて類型とデジタル化の進捗度合いを示すPhaseを「（別紙）デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下、「別紙」という。）の通り整理した。

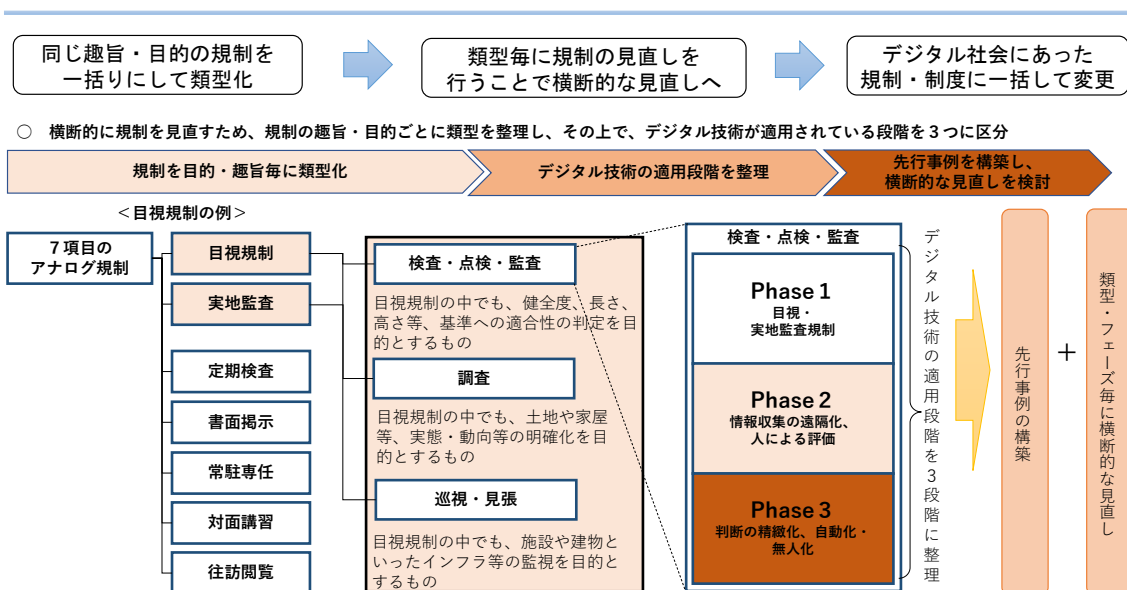
<規制の横断的見直しによる量的変化をもたらす質的転換>

アナログ規制を横断的に見直すことは、結果として、規制の様々な分野におけるアナログ規制が減り、デジタル技術を活用した規制が多数を占めることにつながる。こうした状況が様々な分野で起こることで、例えば、新規に規制を設計する場合や規制を改正する場合等、多数を占めるデジタル技術を活用した規制を参照して制度設計されるため、個々の規制のPhaseが上がる状況が多く、規制の分野で生じることとなる。つまり、アナログ規制の見直しが様々な分野で生じるという規模の変化（量的変化）が規制全体の質的転換に影響を与え、その結果、規制全体のPhaseが引き上がる状況（相転移）をもたら

し、規制全体を劇的に変化させる可能性がある。
 規制の見直しを進めるに当たっては、こうした量的変化が質的变化をもたらす構造を理解し、戦略をもって、個別・形式に拘泥せず全体・実質を重視することが重要である。

<類型化とフェーズの考え方>

一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方



(規制の見直しの基本的な考え方)

7項目の横断的な規制の見直しを行う際の基本的な考え方は、別紙で示したとおりであり、今後、この考え方に基づき7項目を規定する法律、政令及び省令等の見直しを検討・実施していく。

＜規制の見直しの基本的な考え方（目視・実地監査規制の例）＞

「目視」・「実地監査」規制の見直しの基本的な考え方

○目視・実地監査規制

	類型 1 (検査・点検・監査)	類型 2 (調査)	類型 3 (巡視・見張)
PHASE1 (目視・実地監査規制)	○人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集すること ^(注) ができないもの 【例】 ・触診など、現在の技術で収集することができない情報の確認を求めている規制	○人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集すること ^(注) ができないもの 【例】 ・現在の技術で収集することができない情報の確認を求めている規制	○人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集すること ^(注) ができないもの 【例】 ・現在の技術では異常を察知するために必要十分な情報を収集することができない規制
PHASE2 (情報収集の遠隔化、人による評価)	○技術を用いて情報を収集することが可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「リスク評価」までをAI等で代替することができないもの 【例】 ・業務、会計等の状況の検査など、運営基準・品質管理基準等の定性的な基準への適合性を判定する規制	○技術を用いて情報を収集することが可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「情報の整理」までをAI等で代替することができないもの 【例】 ・業務、会計等の状況の調査など、抽象的な調査権限を課しており、定量的な整理ができない規制	○技術を用いて情報を収集することが可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「異常の察知」や「対処」までをAI等で代替することができないもの 【例】 ・抽象的な確認権限を課しており、画像認識処理技術の適用が難しい規制 ・一律の対処が困難な見張人の配置を求める規制
PHASE3 (判断の精緻化、自動化・無人化)	○上記以外	○上記以外	○上記以外

(注) 高精度カメラ、ドローン、オンライン会議システム等を活用した動画、画像、データ等で情報を収集すること

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

※目指すPHASEに進むために技術検証等を要する規制については、検証等の結果、適用可能な技術が存在し、実装できることが確認されることを前提とする。

ii 7項目に関する法律、政令及び省令の見直し方針

(7項目に関する法律、政令及び省令の点検の状況)

事務局では、7項目に関する法律、政令及び省令等の規定として洗い出した約5,000条項のうち、約4,000条項については、デジタル原則への適合性の点検の結果として、各府省庁への数次にわたる意見照会等も経て、それぞれの規制の類型や見直しの方針（現在のPhase及び想定される課題が解決された場合に到達できると見込まれる見直し後のPhase）を確定させた。（別表1（方針確定リスト）参照）

なお、約5,000条項のうち、今後類型や見直しの方針を確定していくものについては、別表2（継続検討リスト）に掲げている。加えて、調査会において洗い出した約5,000条項とは別に、各府省等から新規に追加提出があった7項目に当てはまると考えられる規制等であってデジタル原則に照らした点検が未実施であるもの（以下「新規点検対象の規制」という。）が約2,000条項存在する。

(別紙) デジタル原則に照らした規制の 一括見直しプラン

デジタル臨時行政調査会

書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)

PHASE 1 紙・人の介在

- ①法令等において、対面で「講習」受講、紙発行の公的証明書等を「掲示」、公的情報を役所等へ訪問して「閲覧」「縦覧」と規定
- ②法令等において、「講習」受講、公的証明書等を「掲示」、公的情報を「閲覧」「縦覧」と規定しているが、デジタル原則に適合する手段が可能かが不明確

講習

類型 1 ①

オンラインによる講習受講を可とする
例)
・介護支援専門員更新研修
・一級建築士等定期講習
・危険物取扱者保安講習

類型 1 ②

受講申込のオンライン手続※を可とする
例)
・一級建築士等定期講習

類型 1 ③

受講票・受講修了証等のデジタル発行を可とする

公的証明書等の掲示

類型 2 ①

インターネットの利用による公示（証明書等記載事項又はデジタル発行証明書等）を可とする
例)
・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示

類型 2 ②

公的証明書等申請のオンライン手続※を可とする

類型 2 ③

証明書等のデジタル発行を可とする

申請等による公的情報の閲覧・縦覧

類型 3 ①

閲覧等情報のデジタル化を可とする
例)
・農業信用基金協会の定款、事業報告書等の閲覧
・食品衛生法における登録検査機関の財務諸表等の閲覧

類型 3 ②

閲覧等の申請等のオンライン手続※を可とする

類型 3 ③

インターネットの利用による閲覧等を可とする

公的証明書等以外の情報の掲示 申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧

類型 4 ①

掲示・縦覧等情報のデジタル化を可とする

類型 4 ②

インターネットの利用による公開・縦覧等を可とする

- ①+②の例)
・住宅宿泊仲介業約款の公開
・都市計画案の縦覧
・金融商品取引業者の業務状況等説明書類の縦覧

PHASE 2 デジタル原則に適合する手段を可とする

※デジタル手続等の実装については、利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討

※申込・申請等のオンライン手続に手数料のキャッシュレス納付を含む

PHASE 3 デジタル完結を基本とする

類型 1

申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする

類型 2

申請～証明書等発行～公示のデジタル完結を基本とする

類型 3

閲覧等情報～申請等～閲覧等のデジタル完結を基本とする

類型 4

掲示・縦覧等情報～公開・縦覧等のデジタル完結を基本とする

「対面講習」規制の見直しの基本的な考え方

類型 1（講習）		
	講習実施主体が 国の場合	講習実施主体が 国以外の場合
PHASE1 (対面規制あり又は解釈不明確)	○国際約束に基づく対面による実技講習など、オンラインによる講習の実施等が不適當であるもの	
PHASE2 (デジタル技術の活用による一部オンライン化等)	○対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるなど、現時点で講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの	○現時点で講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの ・対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるもの ・地方公共団体や民間団体等が講習の実施主体となっており、各実施主体が参入できるようなシステム整備の検討やオンライン化の検討が進むような講習内容の標準化など政府がデジタル化を推進しても、全ての実施主体において一律にデジタル完結を実現することが困難なもの
PHASE3 (デジタル完結)	○上記以外 ^(注)	

(注) 以下を前提に、集中改革期間に法令等を見直す場合を含む

- ・ 情報システムの整備の在り方（本人確認、キャッシュレス納付等を含む。）、誰一人取り残されないデジタル化を実現する観点からの配慮の在り方等について検討し、整理すること
- ・ 法令所管省庁がデジタル化を推進することにより、国民の利便性向上を確保しつつ、可能な限り実施主体（地方公共団体、民間企業等）の負担にならない仕組みとなるよう、実施主体の意見を聞きながら工夫すること

※ 講習内容に実技による講習や試験が含まれているものについては、オンラインによる代替などデジタル化が技術的に困難な場合は、当該デジタル化が困難な部分のみ点検の対象外とする。

※ 規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

別表1

(方針確定リスト)

	条項数	うち方針確定		
			見直し後 Phase2で確定	見直し後 Phase3で確定
目視	1688	1617	434	1171
定期検査・点検	947	877	627	234
実地監査	63	59	52	0
常駐・専任	894	260	84	168
書面掲示	616	339	18	299
対面講習	136	91	14	76
往訪閲覧・縦覧	1010	652	83	560
合計	5354	3895	1312	2508

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
331	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令	農林水産省 経済産業省 環境省	第9条	再生利用事業に係る料金の揭示(公示)義務	書面揭示	1-①	3-4
332	大規模地震対策特別措置法施行令	内閣府 総務省	第13条	応急公用負担の手續における揭示義務	書面揭示	1-①	2-4①②
333	積立式宅地建物販売業者営業保証金規則	国土交通省 法務省	第10条	積立式宅地建物販売業者法第三十一条第三項の規定による公告の方法(都道府県の揭示場に揭示)	書面揭示	1-①	3-4
334	特定家庭用機器再商品化法施行規則	経済産業省 環境省	第5条	小売業者における料金の揭示(公表)義務	書面揭示	2-4①②	3-4
335	都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令	国土交通省 農林水産省	第7条	管理協定を締結しようとする旨等の揭示(公告)義務	書面揭示	2-4①②	3-4
336	都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令	国土交通省 農林水産省	第10条	景観協定の認可等の申請の公告	書面揭示	2-4①②	3-4
337	農住組合法施行規則	国土交通省 農林水産省	第7条第1項	農住組合法第十一条において準用する土地改良法第百十二条の規定による公告の方法(市町村の事務所の揭示場に揭示)	書面揭示	1-①	3-4
338	農住組合法施行規則	国土交通省 農林水産省	第8条第2項	農住組合法第十一条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告の方法(市町村の事務所の揭示場に揭示)	書面揭示	1-②	3-4
339	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	内閣府 文部科学省 厚生労働省	第11条	幼保連携型認定こども園である旨の揭示義務	書面揭示	2-2②③	3-2
1	銃砲刀剣類所持等取締法	警察庁	第5条の3第1項	狩猟、有害鳥獣駆除等を所持する者に対する講習	対面講習	1-②	3-1
2	銃砲刀剣類所持等取締法	警察庁	第9条の14第5項	空気銃の所持に関する講習会	対面講習	1-②	3-1
3	道路交通法	警察庁	第90条の2第1項	大型免許等を受けようとする者に対する講習	対面講習	1-②	2-1②、2-1③
4	道路交通法	警察庁	第99条の4第1項	指定自動車教習所職員講習(技能検定員)	対面講習	2-1①	3-1
5	道路交通法	警察庁	第99条の4第1項	指定自動車教習所職員講習(教習指導員)	対面講習	2-1①	3-1
6	道路交通法	警察庁	第101条の3第1項	免許証の更新時講習(優良)	対面講習	2-1①	3-1
7	道路交通法	警察庁	第101条の3第1項	免許証の更新時講習(一般・違反・初回)	対面講習	1-②	2-1②、2-1③
8	道路交通法	警察庁	第108条の2第1項第1号	安全運転管理者に対する講習等	対面講習	2-1①、2-1③	3-1
9	道路交通法	警察庁	第108条の2第1項第2号、第10号、第12号、第13号	取消処分者講習・初心運転者講習・高齢者講習・違反者講習	対面講習	1-②	2-1②、2-1③
10	道路交通法	警察庁	第108条の2第1項第3号	停止処分者講習	対面講習	1-②	2-1③
11	警備業法	警察庁	第22条第2項第1号、第22条第8項第8号	警備員指導教育責任者に対する講習	対面講習	1-②	3-1
12	警備業法	警察庁	第23条第3項	警備員又は警備員になろうとする者の講習	対面講習	1-②	3-1
13	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	警察庁	第14条第2項	責任者講習	対面講習	2-1①、2-1②	3-1
14	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	警察庁	第24条第6項、第7項	管理者講習	対面講習	1-②	3-1
15	指定講習機関に関する規則	警察庁	第7条第5号	新任運転習熟指導員研修	対面講習	1-②	2-1②、2-1③
16	貸金業法	金融庁	第24条の25第2項	貸金業務取扱主任者登録講習	対面講習	2-1①、2-1②、2-1③	3-1
17	公認会計士法	金融庁	第28条	継続的専門研修(CPE)	対面講習	3-1	3-1
18	電気通信事業法	総務省	第49条第4項	電気通信主任技術者講習	対面講習	1-②	3-1
19	電波法	総務省	第39条第7項	主任無線従事者講習	対面講習	1-②	3-1
20	消防法	総務省	第13条の23第1項	危険物の取扱作業の保安に係る講習	対面講習	2-1①	3-1
21	消防法	総務省	第17条の10	工事整備対象設備等の工事又は整備に係る講習(消防設備士講習)	対面講習	2-1①	3-1

別表1 方針確定リスト

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
22	消防法施行令	総務省	第3条第1項第1号イ	甲種防火管理者講習	対面講習	2-1①、2-1②	3-1
23	消防法施行令	総務省	第3条第1項第2号イ	乙種防火管理者講習	対面講習	2-1①、2-1②	3-1
24	消防法施行令	総務省	第47条第1項第1号	防災管理者講習	対面講習	2-1①、2-1②	3-1
25	消防法施行規則	総務省	第4条の2の4第4項	防火対象物点検資格者講習	対面講習	2-1①	3-1
26	消防法施行令	総務省	第4条の2の8第3項第1号	自衛消防組織講習	対面講習	2-1①	3-1
27	消防法施行規則	総務省	第31条の6第7号	消防設備点検資格者講習	対面講習	2-1①	3-1
28	消防法施行規則	総務省	第51条の12第3項	防災管理点検資格者講習	対面講習	2-1①	3-1
29	救急救命士法	厚生労働省	第34条第1項第4号	救急救命士の受験資格に係る講習	対面講習	1-②	3-1
30	社会福祉法	厚生労働省	第19条第1項第2号	社会福祉主事資格取得講習	対面講習	1-②	3-1
31	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第162条第1項	高度管理医療機器等営業所管理者（販売業・貸与業）講習	対面講習	2-1①、2-1②	3-1
32	介護保険法	厚生労働省	第69条の7第2項、第69条の8第2項	介護支援専門員更新研修	対面講習	2-1①	3-1
33	雇用保険法	厚生労働省	第63条第1項第3号	職業講習	対面講習	2-1①	3-1
34	作業環境測定法	厚生労働省	第5条第1項	作業環境測定士資格取得講習	対面講習	2-1①、2-1②	3-1
35	児童福祉法	厚生労働省	第13条第3項第1号、第7号	児童福祉司講習	対面講習	2-1①、2-1②、2-1③	3-1
36	障害者の雇用の促進等に関する法律	厚生労働省	第24条第2項	障害者職業カウンセラー資格取得講習	対面講習	2-1①	2-1④
37	障害者の雇用の促進等に関する法律	厚生労働省	第79条第1項	障害者職業生活相談員資格認定講習	対面講習	2-1①	3-1
38	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	厚生労働省	第12条第5項第4号	食鳥処理衛生管理者認定講習	対面講習	2-1①	3-1
39	労働安全衛生法	厚生労働省	第19条の2第1項	安全管理者等講習	対面講習	2-1①	3-1
40	労働安全衛生法	厚生労働省	第99条の2第1項	労働災害防止業務従事者講習	対面講習	1-②	3-1
41	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第188条第1項第1号イ、第1項第2号イ	継続的研修（医療機器修理責任技術者）	対面講習	2-1①、2-1②	3-1
42	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則	厚生労働省	第29条の2第1号	派遣元責任者講習	対面講習	3-1	3-1
43	建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則	厚生労働省	第13条第3項第4号	職業紹介責任者講習	対面講習	3-1	3-1
44	建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則	厚生労働省	第20条第2項第1号リ	雇用管理責任者講習	対面講習	3-1	3-1
45	職業安定法施行規則	厚生労働省	第24条の6第2項1号	職業紹介責任者講習	対面講習	3-1	3-1
46	港湾労働法施行規則	厚生労働省	第11条第2項第1号ヌ	港湾労働者派遣事業派遣元責任者講習	対面講習	2-1①、2-1②、2-1③	3-1
47	介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成26年7月4日老発0704第2号 厚生労働省老健局長通知）	厚生労働省	4（3）1	主任介護支援専門員更新研修	対面講習	2-1①	3-1
48	食品衛生法施行規則	厚生労働省	別表第17第1号ハ（1）	食品衛生責任者実務講習会	対面講習	3-1	3-1
49	と畜場法	厚生労働省	第7条第5項第3号	衛生管理責任者講習	対面講習	1-②	3-1
50	家畜商法	農林水産省	第4条の2第1項	家畜商になろうとする者の講習	対面講習	1-②	3-1
51	家畜改良増殖法	農林水産省	第16条第2項	家畜人工授精師の免許取得講習	対面講習	1-②	3-1
52	林業種苗法	農林水産省	第11条第1項	種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させることを目的として行う講習会	対面講習	1-②	2-1④
53	土地改良専門技術者育成対策の実施について（昭和59年11月1日 59構改C第690号）	農林水産省	第3 土地改良専門技術者の育成講習	土地改良専門技術者講習	対面講習	2-1①、2-1②、2-1③	3-1
54	植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日 43農政B第 699号）	農林水産省	第1 定義	植物検疫くん蒸作業主任者専門講習	対面講習	1-②	3-1
55	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第9条第1項第1号	エネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習	対面講習	1-②	3-1

デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和4年(2022年)6月7日

第5 デジタル化の基本戦略

1. デジタル社会の実現に向けた構造改革

デジタル社会の目指す姿を実現する上で、国や地方公共団体の情報システムだけの改革に取り組むだけでは、書面や対面などデジタル活用を前提としていない規制・制度や行政組織の縦割りによって一部だけのデジタル化しか達成することができない場合が多く、不十分である。デジタル改革と、規制・制度、行政や人材の在り方まで含めた本格的な構造改革を行うことで、デジタル社会を実現し、その恩恵を多様な個人や事業者が享受することができるようにすべきである。こうした問題意識の下、令和3年（2021年）11月に内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」（以下第5 1.において「調査会」という）が創設され、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進し、国民や地域に寄り添うとともに個人や事業者がその能力を最大限発揮できる社会をデジタルの力で実現していくこととなった。

（1）デジタル原則

調査会では、全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として令和3年（2021年）12月に策定した。

① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

② アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）

一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

③ 官民連携原則

公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

④ 相互運用性確保原則

官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。

⑤ 共通基盤利用原則

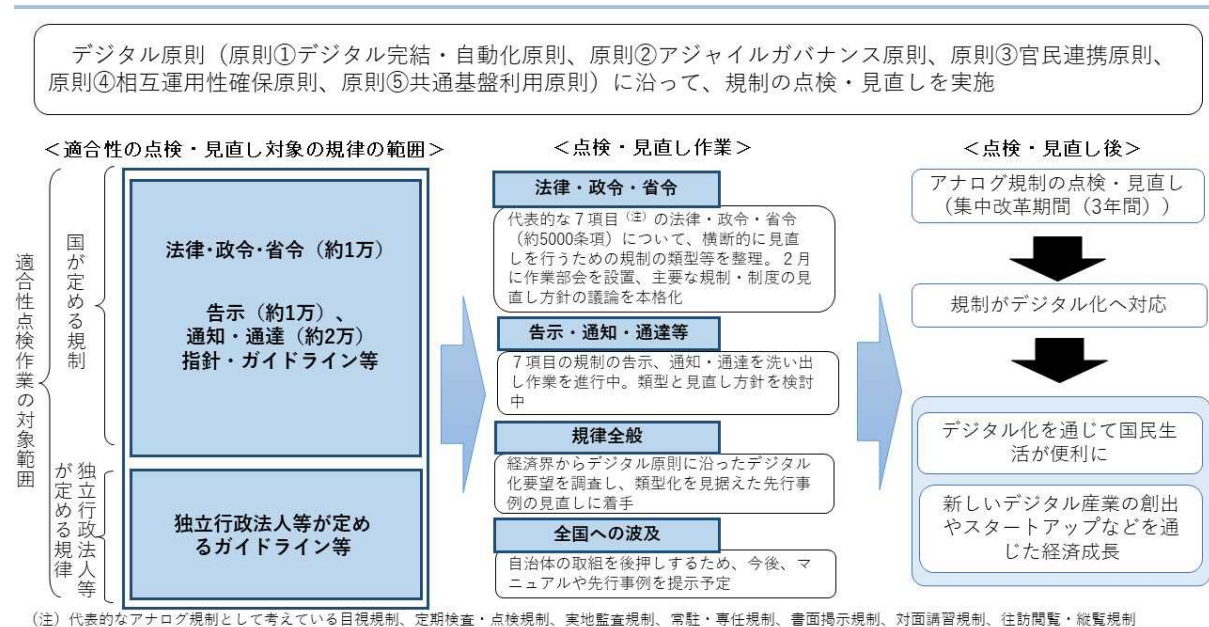
ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

第7層 新たな価値の創出	アーキテクチャ	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則: ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靭 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包括・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
第6層 業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則	構造改革のためのデジタル原則 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的な対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむことができるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

(2) デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

調査会では、デジタル原則に沿って、4万以上の法令等を対象にアナログ規制を横断的に見直し、3年間で規制・制度のデジタル原則への適合の実現を目指している。

デジタル原則への適合性の点検・見直作業



代表的なアナログ規制として、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目（以下、「7項目」と

いう。)の規制を取り上げ、現場のデジタル化を阻害する規制・制度の見直しを進めることで、デジタル技術の活用による現場の人手不足の解消や生産性の向上、新たな産業の創出による経済成長への寄与、日本社会のデジタルトランスフォーメーションの進展が期待される。

これらの7項目に関して、法律・政令・省令について調査したところ、約5,000条項の規制(令和3年(2021年)12月時点)が点検対象に該当し、それらの規制の点検・見直し方針を含めた「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(以下、「一括見直しプラン」という。)を取りまとめた。

一括見直しプランには、

・アナログ規制の見直し及び規制の見直しアプローチ

- ・アナログ規制の見直しに向けた取組の展開と応用
- ・法制事務のデジタル化に向けた取組
- ・デジタル時代にふさわしい政府への転換

に関する今後の集中改革期間における政府の取組方針を示している。各府省庁は、集中改革期間(令和4年(2022年)7月から令和7年(2025年)6月までの3年間)において、調査会事務局と連携し、一括見直しプランに基づき、規制・制度の見直し等を行うこととする。

具体的には、各府省庁は、規制の見直しの計画的な遂行等の観点から、一括見直しプランの別表に掲載された規制について、見直しの方針が決定しているものについては見直し時期や見直し方法等を検討し、今後、見直し方針等が確定していくものについては見直し方針等を調査会事務局と調整の上、令和4年(2022年)9月末を目途に、見直し工程表の素案を調査会へ提出する。調査会は、同年12月末を目途に、素案の内容を精査した上で見直し工程表を公表するものとし、各府省庁は、見直し工程表に沿って規制の見直し等を進めていくこととする。

また、経済界要望の多くが、書面・対面の行政手続のデジタル化を求めるものであることを踏まえ、7項目に加え、行政手続について、エンドツーエンドでのデジタル完結を目指した改革に取り組む。その際には、行政機関への申請等について、原則、令和7年(2025年)までにオンライン化する方針となっているところ、書面による交付・通知を行う手続のデジタル化にも取り組むとともに、引き続き、地方公共団体等と事業者との間の手続のデジタル化、行政手続におけるキャッシュレス化を推進する。加えて、件数が多い手続については、多くの国民や事業者が実際にデジタル化のメリットを享受できるようになるまで取組を徹底する観点から、引き続き、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を推進する。

上記のような考え方の下で、一括見直しプランを踏まえた、以下の点検・見直し等を推進する。

【参考5】
(抜粋)

規制改革実施計画

令和4年6月7日
閣議決定

規制改革実施計画

〔令和４年６月７日
閣議決定〕

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を常設の会議体として令和元年 10 月に設置して以降、規制改革推進会議においては、令和 2 年 7 月 2 日、令和 3 年 6 月 1 日に答申が提出されていたが、その後引き続き検討を行い、「規制改革推進に関する答申」（令和 4 年 5 月 27 日）が内閣総理大臣に提出された。

上記答申等を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）を推進することを目的とする。

2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する答申」（令和 4 年 5 月 27 日）等により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにした新しい資本主義の実現のためには、規制・制度を不断に見直していくことで、成長と分配の好循環の起爆剤となる「経済成長」を実現することが必要不可欠である。規制改革により、「人」への投資を促進するとともに、新たな成長産業を創出し、力強い成長を生み出すための規制改革を推進していく。

このため、本計画においては、「規制改革推進に関する答申」により示された規制改革事項に加え、デジタル臨時行政調査会、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース等における取組及び国家戦略特別区域、規制のサンドボックス制度を活用した取組を一体的に取りまとめ、政府全体として強力に規制改革を推進していくこととしている。

具体的には、分野横断的な取組として、デジタル原則に照らした規制の横断的な見直し、地方の人手不足や「人」の活躍に資する資格要件の見直し、事業者等の負担軽減を図るためのローカルルールの見直し等を進める。

さらに、個別分野として、「スタートアップ・イノベーション」、「グリーン」、「デジタル基盤」、「人への投資」、「医療・介護・感染症対策」、「地域産業活性化」において重点的に規制改革を進めていく。

4. 規制改革・行政改革ホットライン

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民・企業等から寄せられる要望（各種手続の簡素化等を含む。）について、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」により受け付け、迅速に対応している。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民・企業等からの要望を幅広く受け止め、その声を検討の俎上に乗せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

5. 計画のフォローアップ

内閣府を始めとする関係府省及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。関係府省は、規制改革推進会議の求めに応じ、決定事項の実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける。また、内閣府及び規制改革推進会議は、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、令和4年度末時点で整理し、公表する。

II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

(1) 目視に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	目視規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる目視規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣官房 内閣府 警察庁 個人情報保護委員会 金融庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 人事院

(2) 実地監査に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	実地監査規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる実地監査規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 警察庁 金融庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 原子力規制庁 人事院
3	電力・都市ガス・高圧ガスの分野における保安のテクノロジー化(スマート保安に向けた規制見直し)	経済産業省は、電力、都市ガス及び高圧ガスの分野において、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者(以下「高度保安事業者」という。)については、行政の適切な監査・監督の下で、画一的な個別・事前規制から、事業者の保安力に	措置済み	経済産業省

		じたリスクベースの柔軟な規制体系へ移行する。具体的には、高度保安事業者について、①許可・事前届出から事後届出・記録保存への変更、②自主検査への移行（類似の公的検査の廃止）、③検査手法や時期の柔軟化（定期検査から常時監視へなど）、④検査記録の提出義務の廃止（記録保存化）など、手続・検査に係る規制を見直す。これらの見直しについて、産業構造審議会での結論を踏まえ、令和4年の通常国会に関連法案を提出する。		
--	--	--	--	--

(3) 定期検査・点検に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	定期検査・点検規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる定期検査・点検規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 警察庁 個人情報保護委員会 金融庁 消費者庁 デジタル庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院

(4) 常駐・専任に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	常駐・専任規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる常駐・専任規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省
6	生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し	a 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」を開催し、デジタル技術の活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにお	a：令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置 b：措置済み	国土交通省

		ける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。 b 国土交通省は、昨今のデジタル技術の利活用の進展を踏まえて、可能なものから早期に、技術者をどのように配置すべきかなどの配置・兼務に係る考え方及び営業所専任技術者・経営業務管理責任者等の一定の条件下でのテレワークによる職務従事が常勤・専任の要件を欠くものではないことを明確化し、周知するなどの対応を行う。		
7	サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直し	国土交通省及び厚生労働省は、原則として、夜間を除き、状況把握サービス及び生活相談サービスに従事する有資格者等に課された常駐要件について、入居者の安全・安心及び居住の安定を十分確保することを前提としつつ、デジタル技術活用などを踏まえた見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。	引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	国土交通省 厚生労働省

(5) 書面掲示に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	書面掲示規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる書面掲示規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣官房 内閣府 公正取引委員会 警察庁 カジノ管理委員会 金融庁 消費者庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 人事院

(6) 対面講習に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	対面講習規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる対面講習規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	警察庁 金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省